

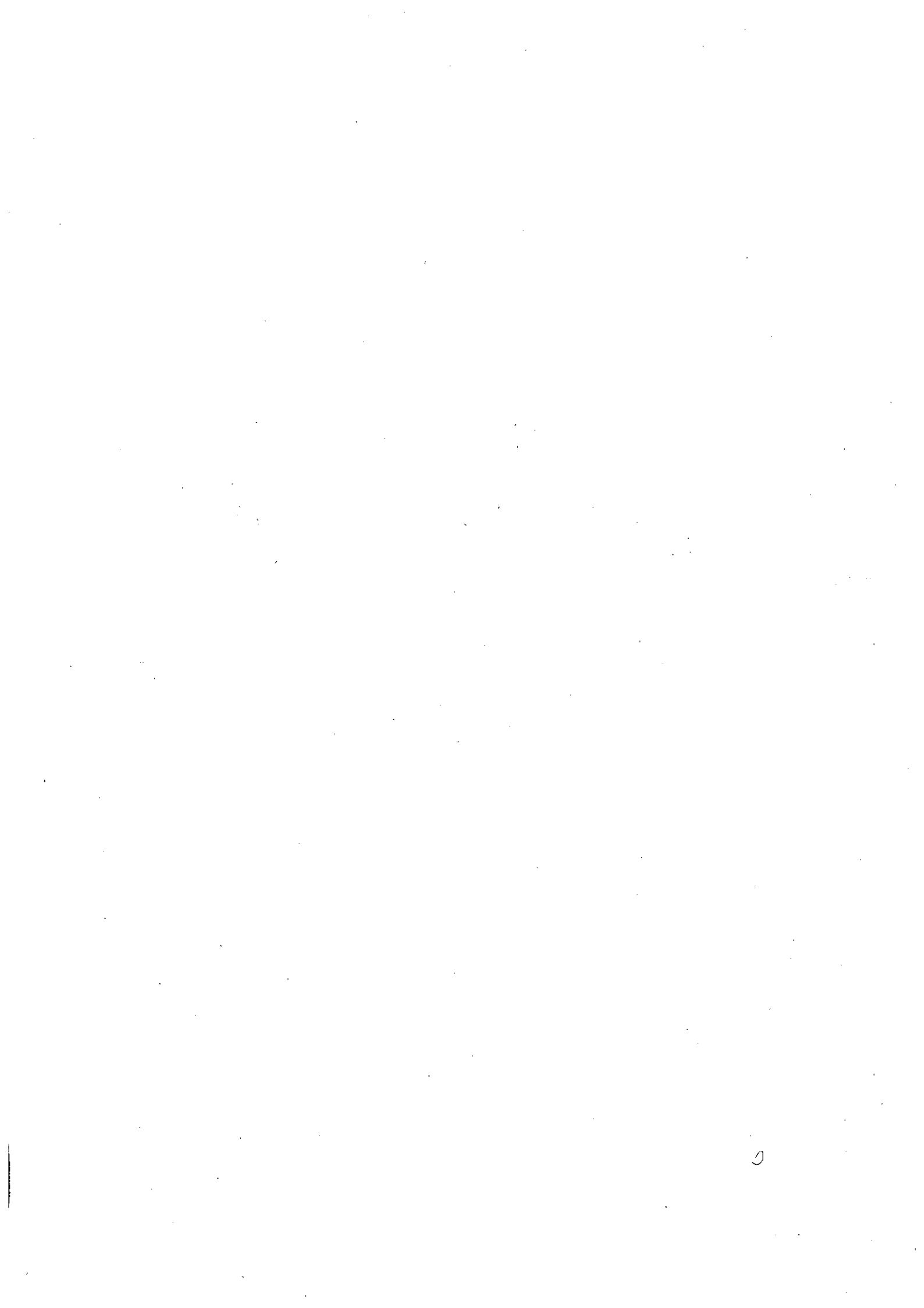
やおつ高齢者いきいきプランⅦ

介護保険事業計画・老人福祉計画

平成30年度～平成32年度

(素案)

平成29年12月



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨	1	(1) 八百津町保健福祉推進協議会	4
(1) 国の動向	1	(2) 検討チーム	4
(2) 本町の取組	2	(3) 県および中濃圏域での調整	4
2 計画の性格	3	5 アンケート調査	5
3 計画の期間	3	(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	5
4 計画の策定体制	4	(2) 在宅介護実態調査	5

第2章 高齢者などの現状

1 人口構造	7	(3) 高齢者夫婦世帯	11
(1) 人口の推移	7	3 住宅の状況	12
(2) 人口ピラミッド	8	(1) 住宅の所有関係	12
(3) 高齢者人口の推移	9	(2) 平均世帯人員	13
(4) 高齢化率	9	4 要介護者の状況	14
2 高齢者のいる世帯の状況	10	(1) 要介護認定者数の推移	14
(1) 高齢者のいる世帯の推移	10	(2) 認定率の推移	15
(2) 高齢者単身世帯	10	(3) 年齢別要介護認定者	16

第3章 介護保険・高齢者福祉サービスの現状

3-1 介護保険サービス / 17

1 居宅サービス	17	(14) 居宅介護支援・介護予防支援	31
(1) 訪問介護	17	2 地域密着型サービス	32
(2) 訪問入浴介護	18	(1) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	32
(3) 訪問看護	19	(2) 小規模多機能型居宅介護	33
(4) 訪問リハビリテーション	20	(3) 地域密着型通所介護	34
(5) 居宅療養管理指導	21	(4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	35
(6) 通所介護	22	(5) その他の地域密着型サービス	35
(7) 通所リハビリテーション	23	3 施設サービス	36
(8) 短期入所生活介護	25	(1) 介護老人福祉施設	36
(9) 短期入所療養介護（介護老人保健施設、介護療養型医療施設）	26	(2) 介護老人保健施設	37
(10) 特定施設入居者生活介護	27	(3) 介護療養型医療施設	38
(11) 福祉用具貸与	28	(4) 施設合計	39
(12) 福祉用具購入費の支給	29		
(13) 住宅改修費の支給	30		

4 給付費と保険料の推移	40	(2) 保険料の推移	41
(1) 総給付費の推移	40		

3-2 地域支援事業 / 42

1 介護予防・日常生活支援総合事業	42	(5) 在宅医療・介護連携推進事業	48
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	42	3 任意事業	48
(2) 一般介護予防事業	43	(1) 家族介護支援事業	48
2 包括的支援事業	46	(2) ねたきり老人等介護用品支給事業(町事業)	49
(1) 総合相談支援業務	46	(3) 認知症サポーター養成講座(町地域包括支援センター事業)	49
(2) 権利擁護業務	47	(4) 介護給付等費適正化事業	49
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業	47		
(4) 地域ケア会議推進事業	47		

3-3 高齢者福祉サービス / 51

1 社会参加・生きがい活動の状況	51	福祉協議会事業)	55
(1) シルバー人材センター	51	(4) 在宅配食サービス(NPO法人)	56
(2) 老人クラブ	52	(5) 八百津町見守りネットワーク事業	56
(3) ふれあいいきいきサロン事業	52	(6) 地域訪問事業	56
(4) 独居老人のつどい事業(町社会福祉協議会事業)	52	5 要介護状態への進行を防止するための支援	57
2 生涯学習・生涯スポーツ	53	6 在宅要介護者への支援の推進	57
(1) 公民館講座(町事業)	53	(1) 福祉用具貸与事業(町社会福祉協議会事業)	57
(2) チャレンジクラブ802	53	(2) 移送サービス「福祉有償運送」(NPO法人)	58
3 地域福祉の関連団体	54	(3) 車いす搭載軽自動車(きぼう号)の貸し出し(町社会福祉協議会事業)	58
(1) 社会福祉協議会	54	7 施設利用の状況	58
(2) ボランティア団体	54	(1) 養護老人ホーム	58
4 ひとり暮らし・高齢者夫婦世帯等への生活支援	55	(2) 福祉センター	59
(1) 独居老人等緊急通報装置貸与事業(町事業)	55		
(2) ねたきり老人等日常生活用具給付事業(町事業)	55		
(3) ふれあい型食事サービス事業(町社会			

第4章 現状・課題と今後の高齢者施策の方向性

1 介護保険事業の充実	61	4 生きがい・社会参加の推進	63
2 介護予防・日常生活支援総合事業等の充実	62	5 安心のまちづくりの推進	63
3 地域包括ケアシステムの構築	62	6 相談・情報提供体制の充実	64

第5章 基本構想

1 基本目標	65	(2) 高齢化率	69
2 基本方針	66	(3) 要介護認定者数の推計	70
3 計画の枠組み	68	4 日常生活圏域	70
(1) 人口推計	68		

第6章 介護保険事業の充実

1 介護保険サービスの考え方	71	(2) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	77
2 サービス量の見込み	72	(3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	77
3 サービス量の見込みの手順	72	(4) 地域密着型通所介護	77
4 居宅サービスの見込み	73	(5) その他の地域密着型サービス	77
(1) 訪問介護	73	6 居宅介護支援・介護予防支援	78
(2) 訪問入浴介護	73	7 施設サービス	78
(3) 訪問看護	73	(1) 介護老人福祉施設	78
(4) 訪問リハビリテーション	74	(2) 介護老人保健施設	78
(5) 居宅療養管理指導	74	(3) 介護医療院（平成37年度は介護療養型医療施設を含む）	78
(6) 通所介護	74	(4) 介護療養型医療施設	78
(7) 通所リハビリテーション	74	(5) 施設合計	79
(8) 短期入所生活介護	75	8 サービスの質の確保と適正な利用	79
(9) 短期入所療養介護（介護老人保健施設、介護療養型医療施設）	75	(1) サービスの質の確保	79
(10) 特定施設入居者生活介護	75	(2) 介護給付適正化事業の推進	79
(11) 福祉用具貸与	75	9 介護保険事業費の見込み	80
(12) 特定福祉用具購入費	76		
(13) 住宅改修費の支給	76		
5 地域密着型サービス	76		
(1) 小規模多機能型居宅介護	76		

第7章 介護予防・日常生活支援総合事業等の充実

1 介護予防・生活支援サービス事業	83	(5) 地域リハビリテーション活動支援事業	87
2 一般介護予防事業	84	3 高齢者福祉（その他の生活支援）	88
(1) 介護予防把握事業	84	(1) ひとり暮らし・高齢者夫婦世帯等への生活支援の推進	88
(2) 介護予防普及啓発事業	82	(2) 在宅要介護者への支援の推進	89
(3) 一般介護予防事業評価事業	86	(3) その他の支援	90
(4) 地域介護予防活動支援事業	87		

第8章 地域包括ケアシステムの充実

- 1 包括的支援事業 ————— 91
 - (1) 介護予防ケアマネジメント事業…………… 91
 - (2) 地域ケア会議の活用…………… 92
 - (3) 総合相談支援…………… 92
 - (4) 権利擁護業務…………… 93
 - (3) 「認知症地域支援推進員」の設置…………… 95
 - (4) 認知症にふさわしい介護サービスの利用… 95
 - (5) 認知症家族交流事業「オレンジサークル」「オレンジカフェ」…………… 95
 - (6) 認知症サポーターの養成…………… 96
- 2 在宅医療・介護連携の推進 ————— 93
- 3 認知症施策の推進 ————— 94
 - (1) 標準的な認知症ケアパスの作成・普及… 94
 - (2) 認知症初期集中支援チームの設置…………… 95
- 4 生活支援サービスの体制整備 ————— 97
- 5 家族介護支援 ————— 97
 - (1) 家族介護者交流事業…………… 97
 - (2) ねたきり老人等介護用品支給事業…………… 97

第9章 生きがい・社会参加の推進

- 1 シルバー人材センターの充実 ————— 99
- 2 高齢者同士の交流機会の提供と参加促進 ————— 99
 - (1) 老人クラブ…………… 99
 - (2) ふれあいいきいきサロン事業…………… 99
 - (3) 地域福祉活動助成事業…………… 99
 - (4) 地域訪問事業…………… 99
- 3 生涯学習・生涯スポーツの推進 — 100
 - (1) 公民館講座…………… 100
 - (2) チャレンジクラブ802…………… 100
- 4 交通手段の確保 ————— 100

第10章 安心のまちづくりの推進

- 1 住環境の整備 ————— 101
 - (1) 町営住宅のバリアフリー推進…………… 101
 - (2) 養護老人ホームの適正利用の推進…………… 101
 - (2) 公共施設のバリアフリーの推進…………… 101
 - (3) 民間施設のバリアフリーの促進…………… 102
- 2 道路や公共施設等のバリアフリー化の促進 ————— 101
 - (1) 道路のバリアフリーの推進…………… 101
- 3 防災・防犯対策の推進 ————— 102
 - (1) 防災体制の強化…………… 102
 - (2) 防犯対策の推進…………… 103
 - (3) 八百津町見守りネットワーク事業の推進… 103

第11章 相談・情報提供体制の充実

- 1 情報提供の充実 ————— 104
 - (1) 紙媒体やCCネットを使った情報提供の充実…………… 104
 - (2) 「ロコミ」での情報提供の推進…………… 104
 - (1) 相談支援体制のネットワークづくり… 104
 - (2) 町地域包括支援センターでの権利擁護事業の推進…………… 105
 - (3) 日常生活自立支援事業の利用促進…………… 105
- 2 相談体制の充実 ————— 104

計画の推進

- | | | | | | | | |
|-----|-----------------|----|-----|----|------------------|--|-----|
| 1 | 地域包括ケアシステムの推進 | —— | 107 | 2 | PDCAサイクルによる進捗状況の | | |
| (1) | 多職種連携と町職員等の資質向上 | …… | 107 | 評価 | ————— | | 107 |
| (2) | 住民主体のサービスの構築 | …… | 107 | | | | |
| (3) | 広報・啓発活動 | …… | 107 | | | | |

資料

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 国の動向

平成9年に「介護保険法」が公布され、社会全体で介護を支える新しい仕組みとして、平成12年度から介護保険制度が導入されました。この法律において保険者は市町村と定められ、市町村は保険給付の円滑な実施に関する「市町村介護保険事業計画」を定めることが義務づけられました。

介護保険制度導入からすでに17年が経過し、その間、地域密着型サービスなど新しいサービスの創設、利用者負担の見直し、予防給付の見直しや総合事業の創設など、さまざまな制度改正が行われてきました。その中で、制度は浸透し、サービス事業者の参入が進み、利用は増加の一途をたどっています。同時に介護保険料も増加を続けています。

このような状況の中、費用の抑制、負担の公平性を保つなど制度を維持していくための議論が行われてきました。社会保障・税の一体改革という大きな流れの中、介護においても「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」等に基づき、地域包括ケアシステムの構築、費用負担の公平化等が進められることとなり、在宅医療・介護連携、認知症施策、生活支援サービスの充実・強化などを推進することとなりました。

さらに、国の介護保険部会において、平成30年度からの介護保険制度改正に向けた議論が行われ、平成29年6月、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（以下「地域包括ケアシステム強化法」といいます）として公布されました。

地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活支援が包括的に確保される体制をいいます。いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年（平成37年）、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（平成52年）に向けて、地域の高齢化の状況等の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが求められています。

図表1-1 地域包括ケアシステム強化法のポイント

<p>高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。</p>	
<p>I 地域包括ケアシステムの深化・推進</p>	
<p>1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）</p>	<p>全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載 ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設 ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備 <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等） ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入） ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）
<p>2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）</p>	<p>① 「日常的な医学管理」や「嚥取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設</p> <p>※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。</p> <p>② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備</p>
<p>3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化 ・ 高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等） ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）
<p>II 介護保険制度の持続可能性の確保</p>	
<p>4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）</p>	
<p>5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。
<p>※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）</p>	

(2) 本町の取組

本町は、平成5年度に老人保健法および老人福祉法に基づく「八百津町老人保健福祉計画」を策定しました。平成11年度には、介護保険法、老人保健法および老人福祉法に基づく「やおつ高齢者いきいきプラン（第1期計画）」を策定し、その後3年ごとに計画を見直し、介護保険サービス基盤の整備、介護予防の推進、高齢者一般施策などを推進してきました。

第4期計画期間においては、八百津地区内に老人保健施設、グループホームの整備、第5期計画期間においては、久田見地区内に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる小規模特別養護老人ホームと、小規模多機能型居宅介護の整備に取り組みました。また、第6期計画期間には、平成27年度の介護保険法改正により、平成30年4月から実施することとなった、地域支援事業の充実のための「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援体制整備」について、円滑な実施に向けて準備に取り組みました。

一方、平成29年度からスタートした総合事業が本格実施となること、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加等への対応が一層重要となることなど多くの課題があります。

また、地域包括ケアシステム強化法のポイントに示されているように、国から提供されたデータを分析していく「地域包括ケア『見える化』システム」が開発されています。これにより、各保険者は、要介護度別認定率や一人当たり介護費等の地域差を分析し、給付実態を

明らかにし、それぞれの課題に応じた効果的な施策実施につなげていくことが求められています。

この度、第6期計画が平成29年度に計画期間を終了することから、給付分析、アンケート結果、第6期の現状と課題、さらに制度改正を踏まえて、計画の見直しを行い、「やおつ高齢者いきいきプランⅦ「第7期介護保険事業計画・老人福祉計画」（以下「第7期計画」といいます）を策定しました。

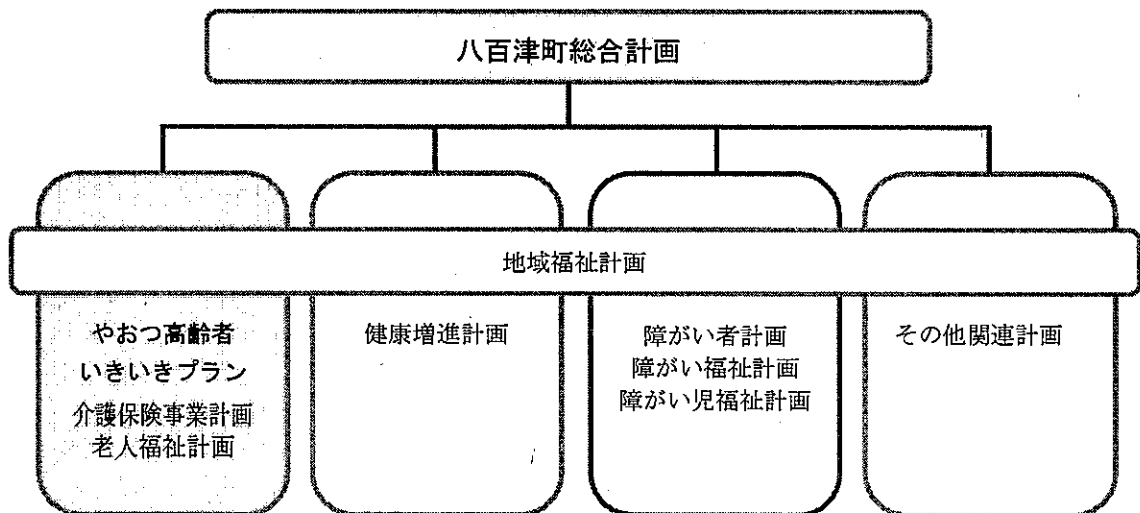
2 計画の性格

本計画は、介護保険法に基づく介護保険事業計画および老人福祉法に基づく老人福祉計画を一体的に策定したものです。

国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます）を踏まえて策定しています。

また、本計画は、「八百津町総合計画」を上位計画とし、「八百津町地域福祉計画」「八百津町健康増進計画」「八百津町障がい者計画・障がい福祉計画」などの関連計画との整合性を図り、策定しました。

図表1-2 他計画との関係



3 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

なお、第7期計画は、団塊世代が後期高齢者となり、介護の需要が大幅に増加していくことが予測される平成37年までの中長期的な視野に立ち、平成37年度の見込み等についても記載しています。

図表 1-3 計画の期間

H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
第6期計画											
			第7期計画			平成37年までの見通し 高齢化が一段と進む平成37(2025)年に向けて地 域包括ケアシステムの構築を見据えた取組					
						第8期計画					
									第9期計画		

4 計画の策定体制

(1) 八百津町保健福祉推進協議会

本計画は、町内の保健・医療・福祉関係者をはじめ、住民代表および学識経験者らで構成される「八百津町保健福祉推進協議会」により協議・検討を行い、第7期計画を策定しました。

(2) 検討チーム

本計画は、健康福祉課介護保険係が中心となり、福祉係、健康増進係、町社会福祉協議会、町地域包括支援センター等、実務者レベルによる検討チームを設置し、随時協議を重ねるとともに、庁内関係各課との協議・調整を図りながら策定しました。

(3) 県および中濃圏域での調整

介護保険サービスの基盤整備やサービス見込み量などについては、県担当課、中濃圏域の各市町村などとの意見交換、調整を重ね、広域的視点に配慮しながら策定しました。

5 アンケート調査

第7期計画の基礎資料を得るため、①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、②在宅介護実態調査を実施しました。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

65歳以上の人の生活や健康の状況をお聞きし、介護予防などの支援の必要性の有無を把握するもので、国が示した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の項目を基本（町の独自項目を追加）として実施し、結果は国の地域包括ケア「見える化」システムに掲載して活用しました。

(2) 在宅介護実態調査

要支援・要介護認定を受け居宅で暮らしている人およびその介護をしている人から、家族介護の実態、介護保険サービスの満足度等をたずね、介護保険サービスの充実とよりよい介護保険制度実現のための基礎資料とします。なお、この調査は、厚生労働省が示す「在宅介護実態調査」の内容を基本（町の独自項目を追加）として実施しています。

図表1-4 調査の種類・回収結果等

区 分	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	②在宅介護実態調査
調査対象者	要支援・要介護と認定されていない65歳以上の人	居宅で生活している要介護・要支援認定者
抽出方法	抽出	全数
配布・回収	郵送配布・回収	郵送配布・回収
調査基準日	平成29年2月1日	
調査期間	平成29年1月13日～平成29年2月20日	
配布数	980	364
回収数（率）	750（76.5%）	245（67.3%）
有効回答数（率）	747（76.2%）	240（65.9%）
備 考	記名（あて名シール付）	無記名

第2章 高齢者などの現状

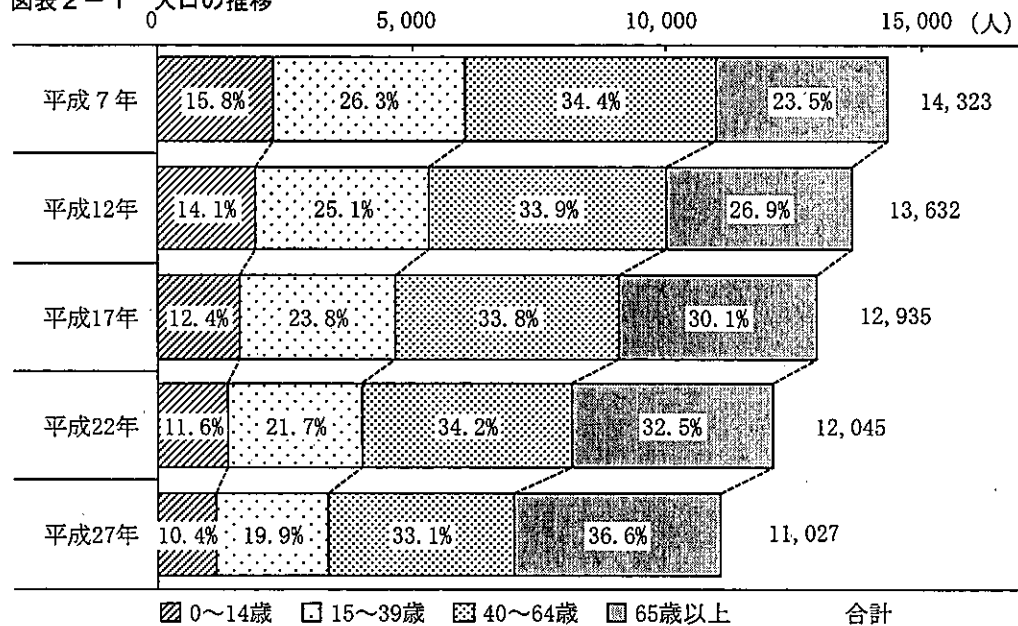
1 人口構造

(1) 人口の推移

平成27年現在の八百津町の総人口は11,027人です。平成7年から平成27年にかけて減少傾向は続いています。

年齢別の構成比率をみると、平成7年から平成27は、0～14歳人口および15～39歳人口が低下し、65歳以上人口の割合が大きく上昇しています。65歳以上人口の割合は平成7年と比べると10ポイント以上伸びています。

図表2-1 人口の推移



資料：「国勢調査」

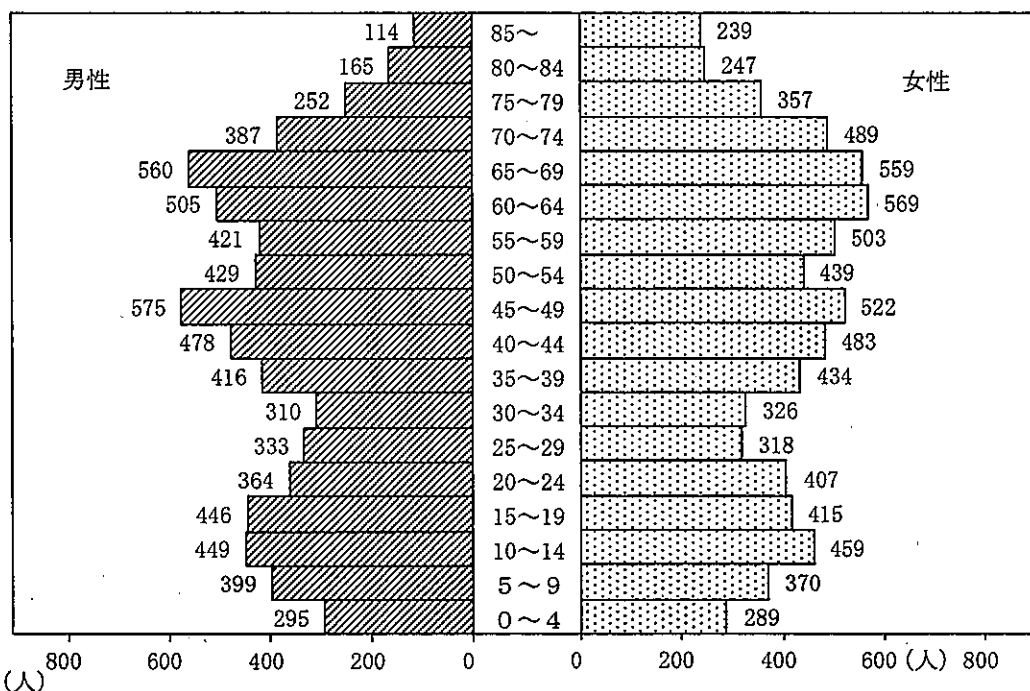
(注) 総人口は年齢不詳を含む

(2) 人口ピラミッド

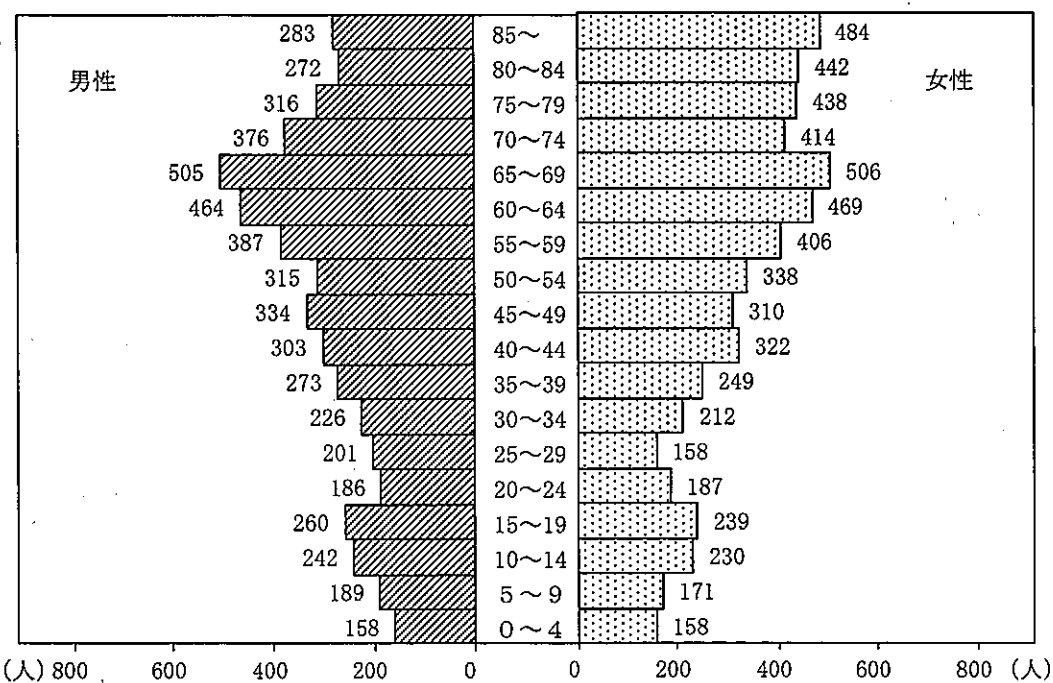
平成27年の本町の人口ピラミッドをみると、団塊世代（昭和22～24年生まれ）が含まれる65～69歳人口が多くなっています。平成7年と比べると、若年層の減少によりピラミッド下部が先細りが進んでいます。

図表2-2 人口ピラミッド

平成7年



平成27年

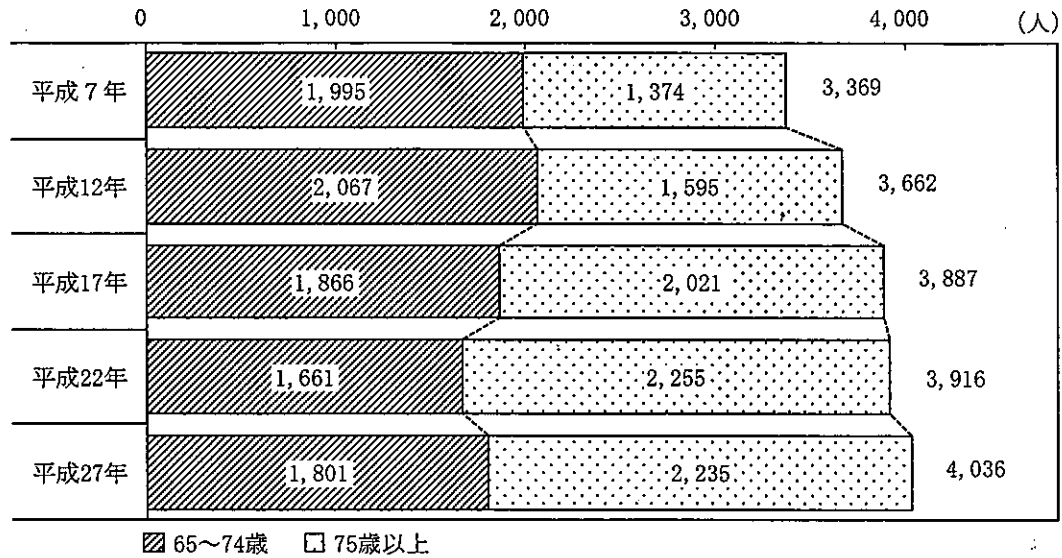


資料：「国勢調査」

(3) 高齢者人口の推移

高齢者人口（65歳以上人口）は、平成7年から平成27年の20年間に667人、19.8%増加しています。また、65～74歳の前期高齢者に比べ、75歳以上の後期高齢者の増加が著しく、平成17年以降は前期高齢者数を上回っており、長寿化の傾向を読みとることができます。

図表2-3 高齢者人口の推移

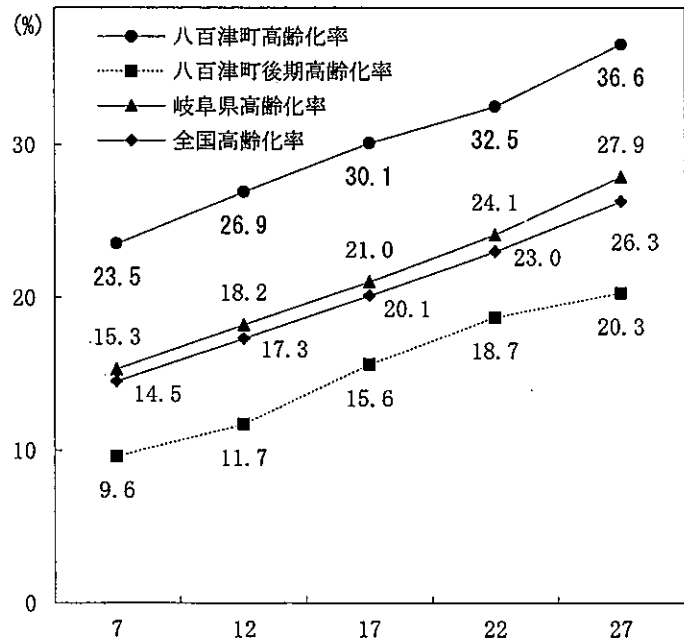


資料：「国勢調査」

(4) 高齢化率

当町の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は全国および岐阜県を大きく上回って推移しています。後期高齢化率（総人口に占める75歳以上人口の割合）は、平成27年は20.3%となっており、上昇が続いています。

図表2-4 高齢化率の推移



資料：「国勢調査」

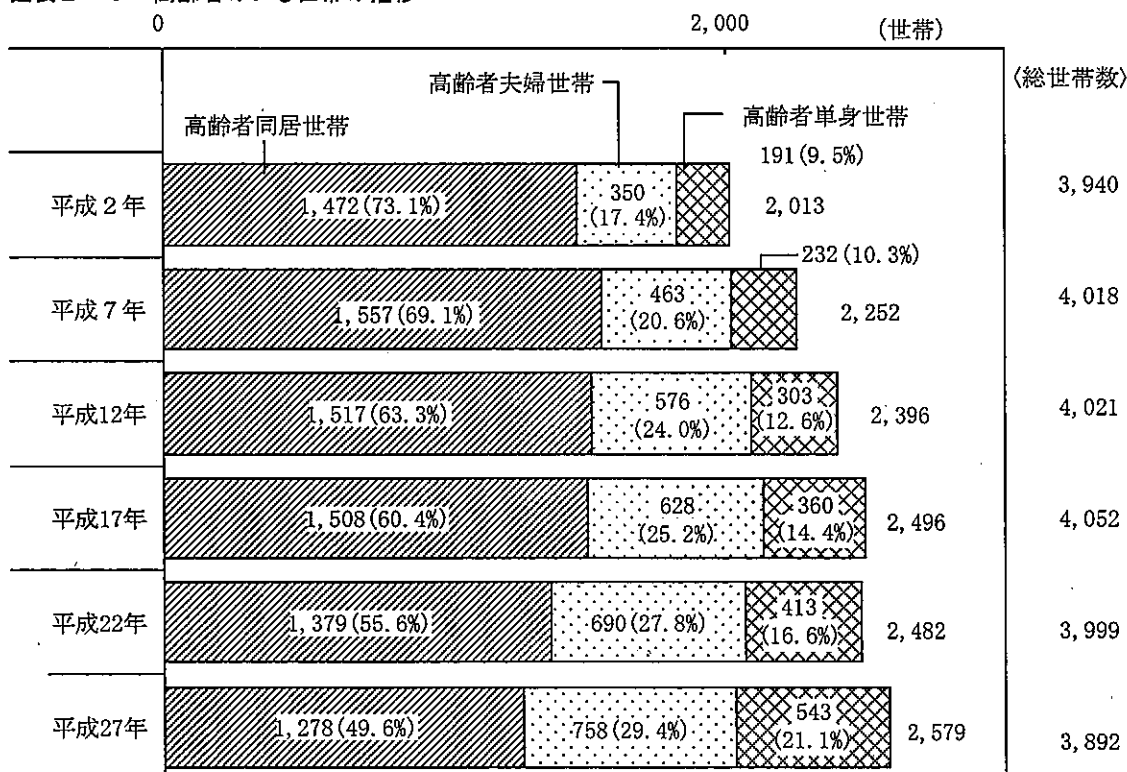
2 高齢者のいる世帯の状況

(1) 高齢者のいる世帯の推移

、平成27年の国勢調査によると、本町の高齢者のいる世帯は2,579世帯となっています。平成22年には若干減少しましたが、平成27年には増加し、これまでで一番多くなっています。

このうち、高齢者単身世帯および高齢者夫婦世帯（夫婦のいずれかまたは両方が65歳以上の夫婦のみの世帯）の割合が大幅に増加し、同居世帯の割合が低下しています。

図表2-5 高齢者のいる世帯の推移



資料：「国勢調査」

(2) 高齢者単身世帯

平成27年の高齢者単身世帯を性別にみると、543人のうち女性が382人(70.3%)を占めています。年齢別では、65～74歳の前期高齢者が182人(33.5%)、75歳以上の後期高齢者が361人(66.5%)となっています。

図表2-6 高齢者単身世帯

単位：人

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
男性	55	23	22	25	36	161
女性	43	61	100	97	81	382
計	98	84	122	122	117	543

資料：「国勢調査」平成27年

(3) 高齢者夫婦世帯

平成27年の高齢者夫婦世帯を夫婦の年齢別にみると、夫婦ともに75歳未満の世帯が390世帯(51.5%)、夫婦ともに75歳以上の世帯は242世帯(31.9%)となっています。

図表2-7 高齢者夫婦世帯

単位：世帯

		妻						計
		65歳未満	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	
夫	65歳未満	-	8	2	0	0	1	11
	65～69歳	126	71	5	0	0	0	202
	70～74歳	12	120	46	7	2	0	187
	75～79歳	2	13	85	39	4	1	144
	80～84歳	0	1	15	68	30	2	116
	85歳以上	0	0	1	13	52	33	98
	計	140	213	153	127	88	37	758

資料：「国勢調査」平成27年

3 住宅の状況

(1) 住宅の所有関係

図表2-8は住宅の所有関係をみたものです。本町の高齢者のいる世帯の持ち家率は、96.7%と非常に高くなっています。また、全国および岐阜県を大きく上回っています(図表2-9)。

図表2-8 住宅の所有関係

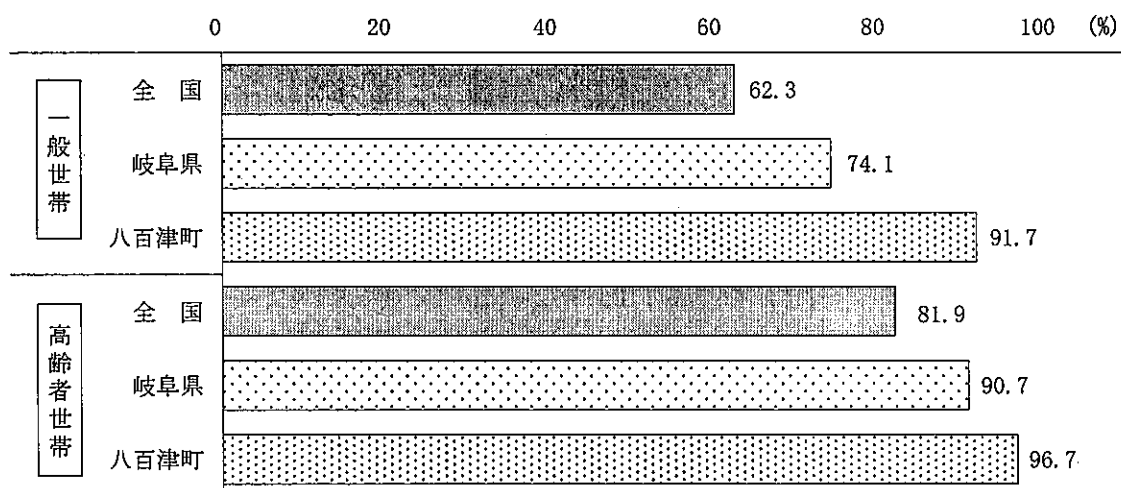
単位：世帯、(%)

区分	持ち家	公営・都市 再生機構・ 公社の借家	民営の借家	給与住宅	間借り	その他	計
総世帯	3,552 (91.7)	159 (4.1)	132 (3.4)	16 (0.4)	16 (0.4)	9	3,884
65歳以上親族 のいる世帯	2,487 (96.7)	58 (2.3)	19 (0.7)	3 (0.1)	5 (0.2)	7	2,579

(注) ()内は「その他」を除く構成比

資料：「国勢調査」平成27年

図表2-9 持ち家率の全国・県との比較



資料：「国勢調査」平成27年

(2) 平均世帯人員

平均世帯人員を全国および岐阜県と比較すると、本町は総世帯では、全国、岐阜県より多く、高齢者のいる世帯では、岐阜県よりも少ない人数となっています。世帯規模は、全国および岐阜県と同様に年々が縮小していく傾向にあります。

先述の同居世帯の減少からもわかるように、今後もこの傾向は続くことが予測されることから、家庭の介護力の低下も予測されます。

図表2-10 平均世帯人員

単位：人

区 分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全 国	総世帯	2.82	2.67	2.55	2.42	2.35
	うち高齢者のいる世帯	3.02	2.91	2.69	2.51	2.35
岐 阜 県	総世帯	3.23	3.07	2.92	2.78	2.62
	うち高齢者のいる世帯	3.82	3.51	3.22	2.97	2.75
八 百 津 町	総世帯	3.54	3.35	3.15	2.96	2.78
	うち高齢者のいる世帯	3.78	3.49	3.24	2.98	2.71

資料：「国勢調査」平成27年

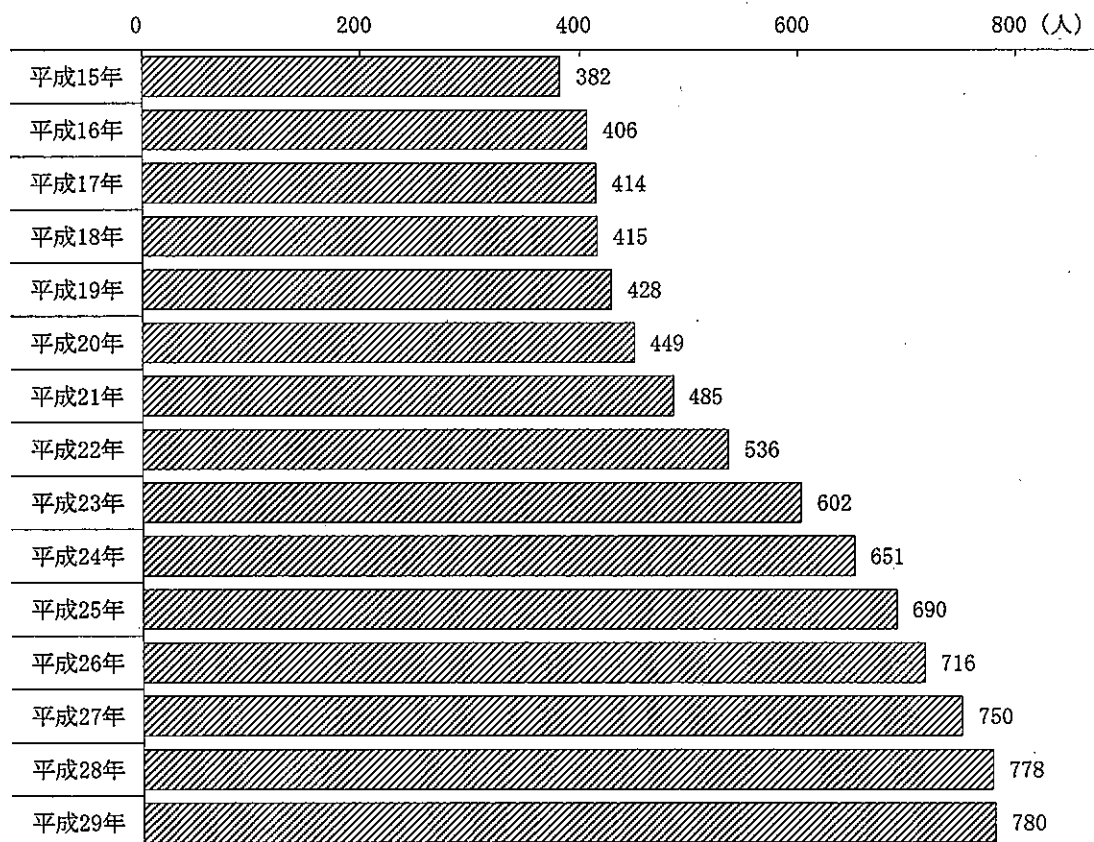
4 要介護者の状況

(1) 要介護認定者数の推移

平成16年に400人を超えてからはわずかの伸びにとどまっていた。平成20年以降伸びが大きくなりました。ただし、平成29年度は伸び幅は減少しました。(図表2-11)

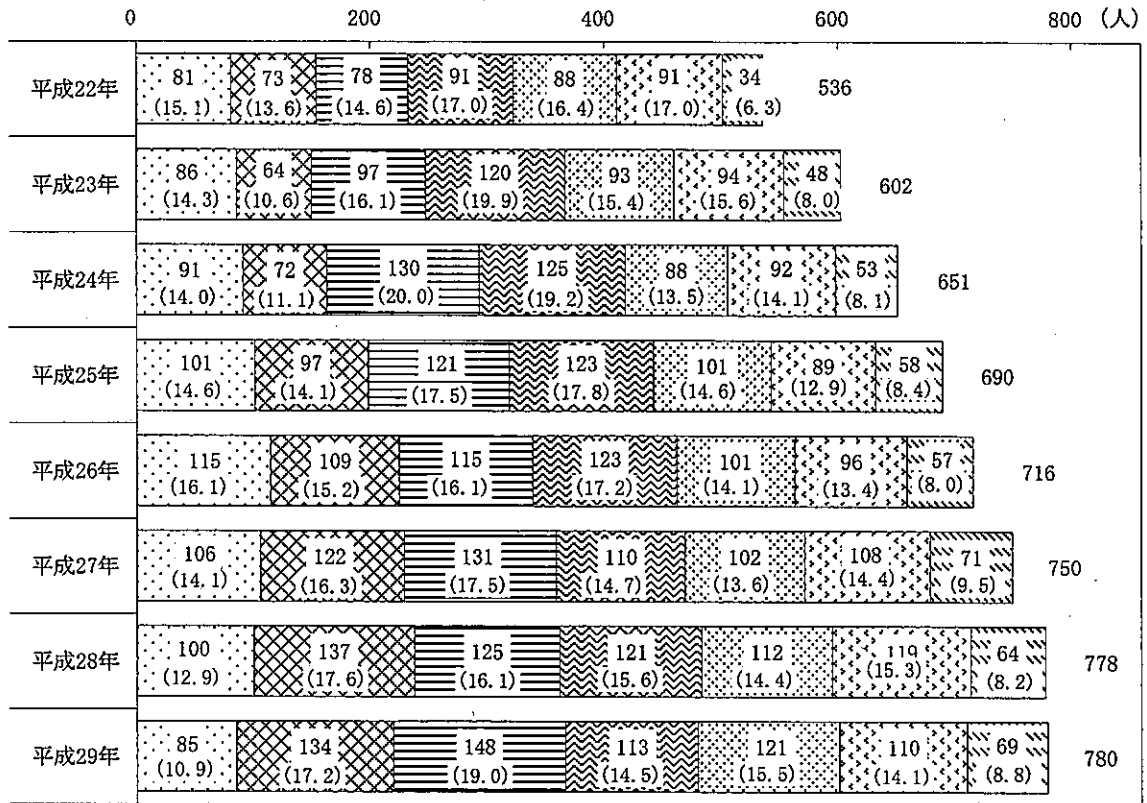
要介護度別では、平成29年は要介護1が148人で最も多くなっています。また、平成22年以降では、要介護1が70人の大幅な増加となっています。(図表2-12)

図表2-11 要介護認定者数の推移



(注) 各年10月

図表2-12 要介護認定者数の推移（介護度別）



□ 要支援1 ▨ 要支援2 ▩ 要介護1 ▪ 要介護2 ▫ 要介護3 ▬ 要介護4 ▭ 要介護5

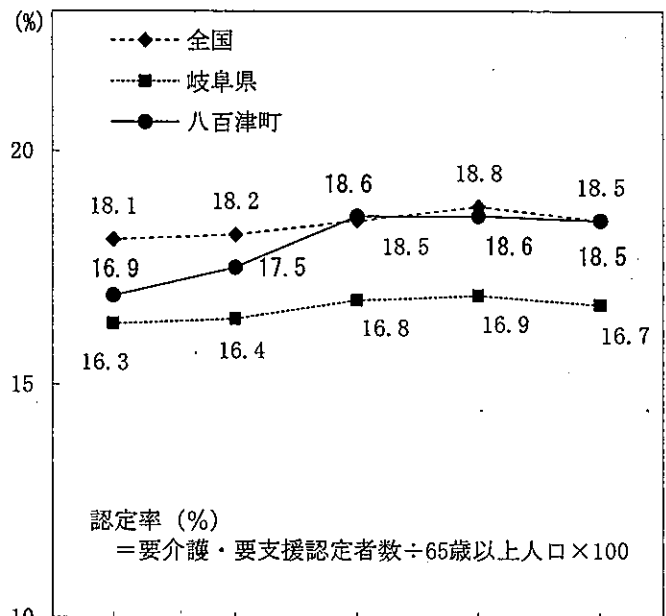
(注) 各年10月

(2) 認定率の推移

本町の認定率は、平成29年4月現在18.5%となっています。平成27年までは急上昇していましたが、平成27年に全国と並び、それからは同じような率です。

要因としては、団塊世代を含めた元気な前期高齢者が増加したことが考えられます。

図表2-13 認定率の推移



平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年
 (注) 全国・県は各年4月、八百津町は各年10月、29年は4月

(3) 年齢別要介護認定者

平成29年10月現在の要介護認定者を年齢別・要介護度別にみると、65歳以上の第1号被保険者が763人で、うち708人は75歳以上の後期高齢者です。40～64歳の第2号被保険者は17人となっています。(図表2-14)

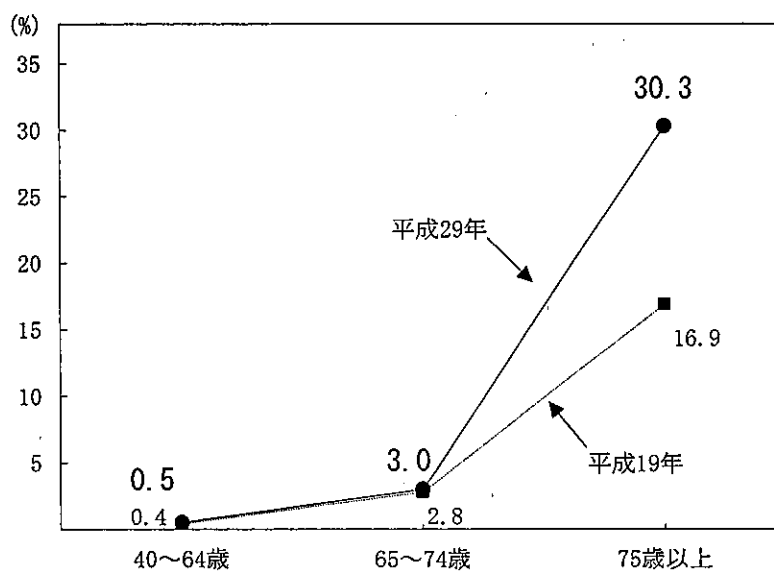
年齢階層別に認定率(年齢別人口に対する年齢別要介護認定者の割合)をみると、75歳以上で急激に高くなっています。平成29年の認定率は、平成19年に比べると、75歳以上で上昇しています。(図表2-15)

図表2-14 年齢別要介護認定者数(平成29年10月)

単位：人

区分		40～64歳	65歳以上		計	
			65～74歳	75歳以上		
要支援	1	2	83	8	75	85
	2	1	133	11	122	134
要介護	1	1	147	3	144	148
	2	3	110	9	101	113
	3	4	117	10	107	121
	4	3	107	8	99	110
	5	3	66	6	60	69
計		17	763	55	708	780

図表2-15 年齢別認定率(平成19年・平成29年)



第3章 介護保険・高齢者福祉サービスの現状

3-1 介護保険サービス

1 居宅サービス

(1) 訪問介護

平成28年8月の利用者数は85人となっており、減少傾向となっています。要介護度別では、要支援2が増加しています。ただし、平成29年4月から介護予防訪問介護は総合事業に移行しました。(図表3-1)

1人当たりの利用状況をみると、受給率が1.9%、第1号被保険者1人当たり給付月額額は953円、受給者1人当たり給付月額額は46,728円、受給者1人当たり利用回数が15.5回となっています。いずれも全国と岐阜県よりも低くなっています。(図表3-2)

図表3-1 訪問介護の利用状況

区分	利用者数(人)			利用回数(回)			給付費(千円)			
	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年	
要支援	1	11	9	7			185	161	112	
	2	15	17	21			343	316	444	
要介護	1	20	22	15	369	306	310	926	721	737
	2	18	19	17	297	353	271	837	858	726
	3	10	8	8	332	189	207	769	492	640
	4	16	10	8	693	431	252	1,833	1,065	574
	5	6	8	9	244	275	409	670	731	1,016
合計	96	93	85	1,935	1,554	1,449	5,564	4,343	4,249	

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」10月月報

図表3-2 訪問介護の1人当たりの利用状況(国・県との比較)

区分	全国	岐阜県	八百津町
受給率(%)	3.7	2.4	1.9
第1号被保険者1人当たり給付月額(円)	1,987	1,564	953
受給者1人当たり給付月額(円)	52,505	63,860	46,728
受給者1人当たり利用回数(回数)	17.3	23.6	15.5

資料：地域包括ケア「見える化」システム(2017.9.5 平成28年度、1月月報まで)

(2) 訪問入浴介護

平成28年8月の訪問入浴介護の利用者数は5人、利用回数は24回となっており、利用者数、利用回数ともに減少傾向にあります。要介護度別にみると、要介護4の利用が多くなっています。(図表3-3)

1人当たりの利用状況では、受給者1人当たり給付月額が54,587円と岐阜県を上回っていますが、全国を下回っています。受給者1人当たり利用回数は4.7回と全国、岐阜県と同じとなっています。(図表3-4)

図表3-3 訪問入浴介護の利用状況

区分	利用者数(人)			利用回数(回)			給付費(千円)		
	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年
要支援	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	2	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	1	-	1	-	4	-	-	46	-
	2	1	-	-	2	-	-	23	-
	3	2	4	1	11	23	2	127	237
	4	6	3	3	29	16	20	331	184
	5	2	2	1	11	5	2	127	57
合計	11	10	5	53	48	24	608	524	255

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」10月月報

図表3-4 訪問入浴介護の1人当たりの利用状況(国・県との比較)

区分	全国	岐阜県	八百津町
受給率(%)	0.2	0.2	0.1
第1号被保険者1人当たり給付月額(円)	116	103	75
受給者1人当たり給付月額(円)	56,507	53,740	54,587
受給者1人当たり利用回数(回数)	4.7	4.7	4.7

資料：地域包括ケア「見える化」システム(2017.9.5 平成28年度、1月月報まで)

(3) 訪問看護

平成28年8月の利用者数は16人、利用回数は193回となっており、平成26年からの3年間は利用者数が17人前後となっています。要介護度別にみると、要介護5の利用回数が最も高くなっています。(図表3-5)

1人当たりの利用状況では、受給率は0.3%、第1号被保険者1人当たり給付月額が122円と全国、岐阜県に比べ大きく下回っています。受給者1人当たり給付月額は47,103円、受給者1人当たり利用回数は14.5回と全国、岐阜県を大きく上回っています。(図表3-6)

図表3-5 訪問看護の利用状況

区分	利用者数(人)			利用回数(回)			給付費(千円)		
	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年
要支援	1	1	-	8	6	-	23	17	-
	2	-	2	-	17	26	-	51	68
要介護	1	4	2	40	3	8	185	17	22
	2	3	5	51	55	33	140	249	121
	3	3	2	16	13	39	87	33	89
	4	4	4	27	22	28	84	85	74
	5	1	2	4	29	41	59	119	230
合計	16	18	16	171	157	193	613	570	604

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」10月月報

図表3-6 訪問看護の1人当たりの利用状況(国・県との比較)

区分	全国	岐阜県	八百津町
受給率(%)	1.3	1.2	0.3
第1号被保険者1人当たり給付月額(円)	507	495	122
受給者1人当たり給付月額(円)	39,096	38,174	47,103
受給者1人当たり利用回数(回数)	8.1	8.9	14.5

資料：地域包括ケア「見える化」システム(2017.9.5 平成28年度、1月月報まで)

(4) 訪問リハビリテーション

平成28年8月の訪問リハビリテーションの利用者はなく、平成26年、平成27年には1人の利用がありました。(図表3-7)

1人当たりの利用状況をみると、受給率は0.0%、第1号被保険者1人当たり給付月額は5円となっています。(図表3-8)

図表3-7 訪問リハビリテーションの利用状況

区分	利用者数(人)			利用回数(回)			給付費(千円)		
	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年
要支援	1	1	-	16	-	-	45	-	-
	2	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	2	-	1	-	16	-	-	47	-
	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	5	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1	1	-	16	16	-	45	47	-

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」10月月報

図表3-8 訪問リハビリテーションの1人当たりの利用状況(国・県との比較)

区分	全国	岐阜県	八百津町
受給率(%)	0.3	0.2	0.0
第1号被保険者1人当たり給付月額(円)	89	60	5
受給者1人当たり給付月額(円)	30,886	27,211	-
受給者1人当たり利用回数(回数)	10.6	9.7	-

資料：地域包括ケア「見える化」システム(2017.9.5 平成28年度、1月月報まで)

(5) 居宅療養管理指導

平成28年8月の利用者数は22人となっており、平成26年から減少傾向にあります。要介護度別にみると、要介護2、5の利用者が多くなっています。(図表3-9)

1人当たりの利用状況をみると、受給者1人当たり給付月額が11,925円と全国、岐阜県を上回っています。受給率は0.5%、第1号被保険者1人当たり給付月額は60円で、全国、岐阜県を下回っています。(図表3-10)

図表3-9 居宅療養管理指導の利用状況

区分	利用者数(人)			給付費(千円)			
	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年	
要支援	1	1	3	2	5	16	11
	2	3	1	-	32	3	-
要介護	1	3	1	3	61	17	40
	2	3	5	5	37	62	57
	3	3	4	4	48	42	49
	4	6	5	3	97	64	43
	5	6	5	5	83	78	78
合計	25	24	22	363	282	277	

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」10月月報

図表3-10 居宅療養管理指導の1人当たりの利用状況(国・県との比較)

区分	全国	岐阜県	八百津町
受給率(%)	1.8	1.6	0.5
第1号被保険者1人当たり給付月額(円)	198	146	60
受給者1人当たり給付月額(円)	11,347	9,507	11,925

資料：地域包括ケア「見える化」システム(2017.9.5 平成28年度、1月月報まで)

(6) 通所介護

制度改正により、平成28年度から定員18人以下の小規模事業所が地域密着型通所介護に移行したこともあり、平成27年に比べて利用者は58人、利用回数は579回減少しています。(図表3-11)

通所介護の1人当たりの利用状況では、受給率は5.2%、第1号被保険者1人当たり給付月額が3,449円と全国、岐阜県を上回っています。受給者1人当たり給付月額は62,483円、受給者1人当たり利用回数は7.1回と全国、岐阜県を下回っています。(図表3-12)

主な事業所は図表3-13のとおりです。

図表3-11 通所介護の利用状況

区分	利用者数(人)			利用回数(回)			給付費(千円)			
	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年	
要支援	1	23	30	24			473	485	380	
	2	47	44	42			1,891	1,460	1,372	
要介護	1	51	63	39	491	716	473	3,155	4,541	2,951
	2	49	51	41	549	624	494	4,089	4,482	3,515
	3	46	32	26	525	424	362	4,611	3,621	3,050
	4	26	25	17	284	288	178	2,773	2,660	1,661
	5	9	11	9	91	122	88	959	1,239	901
合計	251	256	198	1,940	2,174	1,595	17,951	18,488	13,830	

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」10月月報

図表3-12 通所介護の1人当たりの利用状況(国・県との比較)

区分	全国	岐阜県	八百津町
受給率(%)	4.2	4.1	5.2
第1号被保険者1人当たり給付月額(円)	2,885	3,163	3,449
受給者1人当たり給付月額(円)	62,239	70,510	62,483
受給者1人当たり利用回数(回数)	7.3	8.5	7.1

資料：地域包括ケア「見える化」システム(2017.9.5 平成28年度、1月月報まで)

図表3-13 通所介護の事業所別利用状況

単位：人

事業所名	所在地	定員	本町の利用者
八百津町デイサービスセンター	八百津町錦織	35	53
八百津町東部デイサービスセンター	八百津町久田見	25	38
通所介護八百津宿一笑	八百津町八百津	25	26
デイサービスしんぼし	八百津町錦織	30	26
デイサービスセンターさくらの郷	美濃加茂市	20	2
小山デイサービス 和	美濃加茂市	32	6
デイサービス 本郷ふふ	美濃加茂市	30	2
Kライン・ケアセンター可児	可児市	40	5
通所介護一笑	可児市	30	3
デイサービスセンター美空の郷	可児市	30	1
ニチイケアセンター川合	可児市	25	1
チェリーヴィラ広見苑デイサービスセンター	可児市	35	1
リハビリサロン広見	可児市	10	1
デイサービスセンター 瀬田の杜	可児市	30	1
デイサービスセンターはなたま	御嵩町	20	5
御嵩町デイサービスセンター	御嵩町	30	1
デイサービスセンターかんランしゃ	御嵩町	22	1
デイサービス リゾート アロハ	御嵩町	29	1
その他			2
計			176

(注) 平成29年4月利用分

(7) 通所リハビリテーション

平成28年8月の利用者数は76人、利用回数は364回と、平成26年、平成27年より上回っています。要介護別では、要支援2、要介護1、2の利用者数が増加傾向にあります。(図表3-14)

通所リハビリテーション日1人当たりの利用状況では、受給率が2.0%、第1号被保険者1人当たり給付月額が1,031円となっており、全国、岐阜県より高くなっています。受給者1人当たり給付月額は51,386円、受給者1人当たり利用回数は4.3%となっており、全国、岐阜県より低くなっています。(図表3-15)

主な事業所は図表3-16のとおりです。

図表3-14 通所リハビリテーションの利用状況

区分	利用者数(人)			利用回数(回)			給付費(千円)			
	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年	
要支援	1	9	10	7			244	195	131	
	2	11	13	22			506	479	802	
要介護	1	6	15	17	35	100	137	267	944	1,110
	2	11	15	16	91	109	98	744	1,068	967
	3	16	7	8	143	65	90	1,422	694	933
	4	8	10	5	53	61	33	593	764	397
	5	-	1	1	-	9	6	-	95	64
合計	61	71	76	322	344	364	3,776	4,238	4,405	

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」10月月報

図表3-15 通所リハビリテーションの1人当たりの利用状況(国・県との比較)

区分	全国	岐阜県	八百津町
受給率(%)	1.6	1.4	2.0
第1号被保険者1人当たり給付月額(円)	1,027	909	1,031
受給者1人当たり給付月額(円)	58,273	60,804	51,386
受給者1人当たり利用回数(回数)	5.8	6.0	4.3

資料：地域包括ケア「見える化」システム(2017.9.5 平成28年度、1月月報まで)

図表3-16 通所リハビリテーションの事業所別利用状況

単位：人

事業所名	所在地	定員	本町の利用者
だいち	八百津町錦織	20	54
さくらデイケアセンター	美濃加茂市	20	9
林クリニック	美濃加茂市	10	1
さわやかリバーサイドピラ	美濃加茂市	30	7
東可児病院	可児市	10	1
花トピア可児	可児市	15	1
トレーニングラボ川合	可児市	10	2
有本整形外科リハビリ・ケアセンター	川辺町	20	9
桃井病院デイケアセンター	御嵩町	40	1
デイケアセンター大地	坂祝町	35	1
計			86

(注) 平成29年4月利用分

(8) 短期入所生活介護

短期入所生活介護の平成28年8月の利用者数は74人、利用日数は896回となっています。要介護度別にみると、要支援2、要介護1、5は利用者数が増加傾向にあり、要介護5の利用日数は大きく増加しています。(図表3-17)

1人当たりの利用状況を見ると、受給率は1.6%、第1号被保険者1人当たり給付月額額は1,663円、受給者1人当たり給付月額額は106,630円、受給者1人当たり利用回数は13.5日です。いずれも全国、岐阜県を上回っています。(図表3-18)

主な事業所は図表3-19のとおりです。

図表3-17 短期入所生活介護の利用状況

区分	利用者数(人)			利用日数(日)			給付費(千円)		
	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年
要支援	1	2	-	7	10	-	28	55	-
	2	5	6	16	23	29	110	139	200
要介護	1	10	11	19	69	67	143	481	470
	2	13	14	160	110	155	1,141	794	1,061
	3	20	18	154	241	265	1,269	1,938	2,074
	4	20	16	238	338	214	2,112	2,906	1,832
	5	6	9	95	114	166	919	1,033	1,476
合計	67	76	74	689	905	896	5,722	7,346	7,112

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」10月月報

図表3-18 短期入所生活介護の1人当たりの利用状況(国・県との比較)

区分	全国	岐阜県	八百津町
受給率(%)	0.9	1.3	1.6
第1号被保険者1人当たり給付月額(円)	864	1,207	1,663
受給者1人当たり給付月額(円)	92,958	94,738	106,630
受給者1人当たり利用日数(日数)	11.6	11.9	13.5

資料：地域包括ケア「見える化」システム(2017.9.5 平成28年度、1月月報まで)

図表3-19 短期入所生活介護の事業所別利用状況

単位：人

事業所名	所在地	定員	本町の利用者
敬和園	八百津町錦織	10	32
さくらの郷	美濃加茂市	30	4
さわやかナーシング可児	可児市	40	1
フローレ川合	可児市	20	1
美空の郷	可児市	44	5
ショートステイはなたま	御嵩町	20	12
ブルメリアⅢ	御嵩町	40	9
さわやかナーシングみたけ	御嵩町	20	1
その他			1
計			66

(注) 平成29年4月利用分

(9) 短期入所療養介護（介護老人保健施設、介護療養型医療施設）

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、医学的管理のもとで食事や入浴などの介護を行う短期入所療養介護は、平成28年の利用はありません。平成26年には、4人、57日の利用がありました。（図表3-20）

1人当たりの利用状況では、受給率0.0%、第1号被保険者1人当たり給付月額が6円となっています。（図表3-21）

図表3-20 短期入所療養介護の利用状況

区分	利用者数(人)			利用回数(回)			給付費(千円)		
	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年
要支援	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	2	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	3	2	-	-	36	-	-	377	-
	4	2	-	-	21	-	-	231	-
	5	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	4	-	-	57	-	-	609	-	-

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」10月月報

図表3-21 短期入所療養介護の1人当たりの利用状況（国・県との比較）

区分	全国	岐阜県	八百津町
受給率（%）	0.1	0.2	0.0
第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	123	157	6
受給者1人当たり給付月額（円）	83,003	89,661	-
受給者1人当たり利用日数（日数）	7.9	8.9	-

資料：地域包括ケア「見える化」システム(2017.9.5 平成28年度、1月月報まで)

(10) 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームや軽費老人ホームなどの特定施設に入居している要介護者に対して、その特定施設内において、ケアプランに基づいた介護、日常生活上または療養上の世話、機能訓練を行うサービスです。平成28年8月の利用者数は8人となっています。要介護度別にみると、平成26年は利用者の半分以上を要支援2が占めていましたが、平成28年では要支援2が減り、要介護3が増加しています。(図表3-22)

1人当たりの利用状況では、第1号被保険者1人当たり給付月額が269円、受給者1人当たり給付額は150,250円となっています。どちらも全国、岐阜県を大きく下回っています。(図表3-23)

主な事業所は図表3-24のとおりです。

図表3-22 特定施設入居者生活介護の利用状況

区分	利用者数(人)			給付費(千円)		
	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年
要支援	1	1	2	57	116	57
	2	5	2	663	178	91
要介護	1	2	2	331	329	334
	2	-	2	-	339	184
	3	-	-	-	-	406
	4	1	-	225	-	126
	5	-	-	-	-	-
合計	9	8	8	1,276	963	1,198

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」10月月報

図表3-23 特定施設入居者生活介護の1人当たりの利用状況(国・県との比較)

区分	全国	岐阜県	八百津町
第1号被保険者1人当たり給付月額(円)	1,039	387	269
受給者1人当たり給付月額(円)	174,461	171,674	150,250

資料：地域包括ケア「見える化」システム(2017.9.5 平成28年度、1月月報まで)

図表3-24 特定施設入居者生活介護の事業所別利用状況

単位：人

事業所名	所在地	定員	本町の利用者
介護付有料老人ホーム はびね可児	可児市	42	2
介護付有料老人ホーム 更紗	美濃加茂市	36	1
介護付有料老人ホーム 坂祝生楽館	坂祝町	80	2
介護付有料老人ホーム 旭ヶ丘生楽館	多治見市	97	1
特定施設入居者生活介護 すずらん	関市	35	1
介護付有料老人ホーム ニチイケアセンター茜部	岐阜市	54	1
介護付有料老人ホーム 永遠の郷	扶桑町	30	1
計			9

(注) 平成29年4月利用分

(11) 福祉用具貸与

平成28年8月の利用者数は175人と減少傾向にあり、要介護度別にみると、平成28年の要支援2は前年に比べて大きく増加し、要介護4は大きく減少しています。(図表3-25)

受給率は4.2%、第1号被保険者1人当たり給付月額が416円、受給者1人当たり給付月額は10,194円と全国、岐阜県を下回っています。(図表3-26)

図表3-25 福祉用具貸与の利用状況

区分		利用者数(人)			給付費(千円)		
		平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年
要支援	1	14	18	15	54	74	53
	2	33	30	44	154	146	203
要介護	1	17	16	13	119	53	45
	2	38	38	32	468	437	395
	3	38	32	31	423	443	354
	4	36	37	26	520	600	381
	5	10	12	14	227	250	278
合計		186	183	175	1,964	2,003	1,709

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」10月月報

図表3-26 福祉用具貸与の1人当たりの利用状況(国・県との比較)

区分	全国	岐阜県	八百津町
受給率(%)	5.7	5.8	4.2
第1号被保険者1人当たり給付月額(円)	657	645	416
受給者1人当たり給付月額(円)	11,652	11,304	10,194

資料：地域包括ケア「見える化」システム(2017.9.5 平成28年度、1月月報まで)

(12) 福祉用具購入費の支給

在宅の要支援・要介護者が入浴補助用具や腰掛便座などの福祉用具を購入した場合は、申請により10万円の利用限度額の範囲内で、かかった費用の9割または8割が支給されます。平成28年9月の給付費は71千円となっています。(図表3-27)

1人当たりの利用状況をみると、第1号被保険者1人当たり給付月額は24円と全国、岐阜県を下回っています。(図表3-28)

図表3-27 福祉用具購入費の利用状況

区 分		利用者数 (人)			給付費 (千円)		
		平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年
要支援	1	1	1	2	22	-	-
	2				-	14	28
要介護	1	1	0	2	20	-	21
	2				-	-	-
	3				-	-	-
	4				-	-	-
	5				-	-	22
合 計		2	1	4	42	14	71

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」10月月報

図表3-28 福祉用具購入費の1人当たりの利用状況(国・県との比較)

区 分	全 国	岐 阜 県	八 百 津 町
第1号被保険者1人当たり給付月額(円)	33	27	24

資料：地域包括ケア「見える化」システム(2017.9.5 平成28年度、1月月報まで)

(13) 住宅改修費の支給

在宅の要支援・要介護者が手すりの取付、床段差の解消などの住宅改修を行った場合は、申請により20万円の利用限度額の範囲内で、かかった費用の9割または8割が支給されます。平成28年9月の給付費は180千円となっています。(図表3-29)

第1号被保険者1人当たり給付月額が78円となっており、全国、岐阜県を下回っています。(図表3-30)

図表3-29 住宅改修費の利用状況

区 分		利用者数 (人)			給付費 (千円)		
		平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年
要支援	1	1	1	1	-	-	-
	2				54	180	180
要介護	1	-	-	-	-	-	-
	2				-	-	-
	3				-	-	-
	4				-	-	-
	5				-	-	-
合 計		1	1	1	54	180	180

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」10月月報

図表3-30 住宅改修の1人当たりの利用状況(国・県との比較)

区 分	全 国	岐 阜 県	八 百 津 町
第1号被保険者1人当たり給付月額(円)	98	94	78

資料：地域包括ケア「見える化」システム(2017.9.5 平成28年度、1月月報まで)

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援・介護予防支援の利用者数は400人前後となっています。要介護度別では、要支援2、要介護1、2の利用者が多く、いずれも70人を超えています。(図表3-31)

1人当たりの利用状況をみると、第1号被保険者1人当たり給付月額、受給者1人当たり給付月額はいずれも全国、岐阜県を下回っています。(図表3-32)

図表3-31 居宅介護支援・介護予防支援の利用状況

区分	利用者数(人)			給付費(千円)			
	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年	
要支援	1	51	57	45	231	264	200
	2	77	74	89	322	324	383
要介護	1	74	84	73	873	953	816
	2	71	75	80	827	833	885
	3	68	49	53	1,005	690	774
	4	47	45	34	709	675	499
	5	11	16	21	160	245	318
合計	399	400	395	4,129	3,985	3,875	

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」10月月報

図表3-32 居宅介護支援・介護予防支援の1人当たりの利用状況(国・県との比較)

区分	全国	岐阜県	八百津町
第1号被保険者1人当たり給付月額(円)	1,177	1,124	955
受給者1人当たり給付月額(円)	11,609	12,251	10,310

資料：地域包括ケア「見える化」システム(2017.9.5 平成28年度、1月月報まで)

2 地域密着型サービス

(1) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

利用者数は14人前後で推移しています。要介護度別にみると、要介護3、5の利用が多くなっています。（図表3-33）

1人当たりの利用状況をみると、第1号被保険者1人当たり給付月額が832円と全国、岐阜県より低くなっています。受給者1人当たり給付月額は246,321円となっており、岐阜県より高くなっています。（図表3-34）主なグループホームは図表3-35のとおりです。

図表3-33 認知症対応型共同生活介護の利用状況

区分	利用者数(人)			給付費(千円)		
	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年
要支援	1	-	-	-	-	-
	2	-	-	1	-	232
要介護	1	1	-	1	226	239
	2	3	3	1	726	732
	3	5	3	6	1,244	735
	4	3	3	2	826	768
	5	3	5	3	811	1,264
合計	15	14	14	3,834	3,498	3,262

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」10月月報

図表3-34 認知症対応型共同生活介護の1人当たりの利用状況（国・県との比較）

区分	全国	岐阜県	八百津町
第1号被保険者1人当たり給付月額(円)	1,353	1,660	832
受給者1人当たり給付月額(円)	247,641	243,955	246,321

資料：地域包括ケア「見える化」システム(2017.9.5 平成28年度、1月月報まで)

図表3-35 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の事業所別利用状況 単位：人

施設名	所在地	定員	本町の利用者
グループホームおおぞら	八百津町錦織	9	9
グループホームぬくもりの里かも	美濃加茂市	9	2
愛の家 グループホーム 可児土田	可児市	18	2
グループホーム 耀きの里	可児市	18	1
愛の家 グループホーム さかほぎ	坂祝町	18	1
計			15

(注) 平成29年4月利用分

(2) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、利用者の状況や希望に応じて、デイサービス、宿泊、訪問介護を組み合わせ受けるサービスです。本町には、平成26年度に整備され、平成28年8月の利用者数は12人です。要介護1、2の利用が多くなっています。(図表3-36)

受給率は0.3%と全国、岐阜県と変わりません。第1号被保険者1人当たり給付月額、受給者1人当たり給付月額は全国、岐阜県を下回っています。(図表3-37)

主な事業所は図表3-38のとおりです。

図表3-36 小規模多機能型居宅介護の利用状況

区分	利用者数(人)			給付費(千円)		
	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年
要支援	1	1	-	50	-	-
	2	2	4	155	179	133
要介護	1	2	3	241	268	534
	2	-	3	-	416	608
	3	-	2	-	416	-
	4	-	-	1	-	243
	5	-	2	-	251	-
合計	5	14	12	445	1,531	1,517

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」10月月報

図表3-37 小規模多機能型居宅介護の1人当たりの利用状況(国・県との比較)

区分	全国	岐阜県	八百津町
受給率(%)	0.3	0.3	0.3
第1号被保険者1人当たり給付月額(円)	493	469	362
受給者1人当たり給付月額(円)	176,079	180,336	121,520

資料：地域包括ケア「見える化」システム(2017.9.5 平成28年度、1月月報まで)

図表3-38 小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数

単位：人

施設名	所在地	定員	本町の利用者
小規模多機能型居宅介護 夢眠	八百津町久田見	29	11
計			11

(注) 平成29年4月利用分

(3) 地域密着型通所介護

平成28年4月より、定員18人以下の小規模の通所介護事業所が地域密着型通所介護に移行しました。平成28年8月の利用者数は46人となっており、要介護2の18人が最も多く、次いで要介護1の15人となっています。(図表3-39)

1人当たりの利用状況では、受給率は1.1%と全国と同じであり、岐阜県より高くなっています。第1号被保険者1人当たり給付月額が978円、受給者1人当たり給付月額は83,722円、受給者1人当たり利用回数は11.0回と全国、岐阜県より高くなっています。(図表3-40)

主な事業所は図表3-41のとおりです。

図表3-39 地域密着型通所介護の利用状況(平成28年)

区分	利用者数(人)	利用回数(回)	給付費(千円)	
要介護	1	15	171	1,088
	2	18	213	1,502
	3	8	96	899
	4	5	73	742
	5	-	-	-
合計	46	553	4,231	

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」10月月報

図表3-40 地域密着型通所介護の1人当たりの利用状況(国・県との比較)

区分	全国	岐阜県	八百津町
受給率(%)	1.1	0.9	1.1
第1号被保険者1人当たり給付月額(円)	835	666	978
受給者1人当たり給付月額(円)	69,928	69,027	83,722
受給者1人当たり利用回数(回数)	9.0	8.9	11.0

資料：地域包括ケア「見える化」システム(2017.9.5 平成28年度、1月月報まで)

図表3-41 地域密着型通所介護の事業所別利用状況

単位：人

施設名	所在地	定員	本町の利用者
ありがとサン 八百津	八百津町八百津	10	18
スマイル伊岐津志ミニデイサービス	八百津町伊岐津志	10	8
ミニデイサービス あさひ	八百津町伊岐津志	10	14
やすらぎ館デイサービスセンター	可児市	15	4
やさしい時間りんごデイサービスセンター	御嵩町	10	2
その他			2
計			48

(注) 平成29年4月利用分

(4) 地域密着型老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型老人福祉施設入所者生活介護は、定員29人以下の小規模特別養護老人ホームに入所している利用者に対するサービスで、基本的には要介護3以上の人を対象としています。

平成28年8月の利用者数は17人となっており、要介護3の利用が高くなっています。(図表3-42)

第1号被保険者1人当たり給付月額が932円、平成27年の調整済み第1号被保険者1人当たり給付月額は723円です。いずれも全国、岐阜県を上回っています。(図表3-43)

主な事業所は図表3-44のとおりです。

図表3-42 地域密着型老人福祉施設入所者生活介護の利用状況

区分	利用者数(人)			給付費(千円)		
	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年
要介護	1	-	2	△196	376	-
	2	3	1	630	208	415
	3	2	6	460	1,372	1,784
	4	2	3	507	745	863
	5	3	5	745	1,060	535
合計	10	17	17	2,145	3,761	3,597

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」10月月報

図表3-43 地域密着型老人福祉施設入所者生活介護の1人当たりの利用状況(国・県との比較)

区分	全国	岐阜県	八百津町
第1号被保険者1人当たり給付月額(円)	368	434	932
調整済み(平成27年) 第1号被保険者1人あたり給付月額(円)	345	401	723

資料：地域包括ケア「見える化」システム(2017.9.5 平成28年度、1月月報まで)

図表3-44 地域密着型老人福祉施設入所者生活介護の事業所別利用状況

単位：人

施設名	所在地	定員	本町の利用者
地域密着型特別養護老人ホーム 夢眠	八百津町久田見	29	21

(注) 平成29年4月利用分

(5) その他の地域密着型サービス

地域密着型サービスは、上記のほかに、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護が制度化されていますが、本町には整備されていません。

3 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設の平成28年8月の利用者数は72人と平成26年、平成27年より低くなっています。要介護度別にみると、要介護4の利用が最も多くなっています。(図表3-45)

1人当たりの利用状況をみると、第1号被保険者1人当たり給付月額が4,019円と全国、岐阜県を上回っていますが、平成27年の調整済み第1号被保険者1人当たり給付月額は3,444円と全国、岐阜県を下回っています。認定者1人当たり定員は0.092人と全国を上回っていますが、岐阜県を下回っています。(図表3-46)

主な介護老人福祉施設は図表3-47のとおりです。

図表3-45 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の給付実績

区分	利用者数(人)			給付費(千円)		
	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年
要介護	1	1	-	206	-	-
	2	2	3	438	401	603
	3	19	18	4,454	3,475	3,394
	4	30	31	7,001	7,873	7,076
	5	23	20	5,999	5,387	4,839
合計	75	78	72	18,099	17,136	15,911

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」10月月報

図表3-46 介護老人福祉施設の1人当たりの利用状況(国・県との比較)

区分	全国	岐阜県	八百津町
第1号被保険者1人当たり給付月額(円)	3,655	3,889	4,019
調整済み(平成27年) 第1号被保険者1人当たり給付月額(円)	3,553	3,839	3,444
認定者1人当たり定員(人)	0.086	0.102	0.092

資料：地域包括ケア「見える化」システム(2017.9.5 平成28年度、1月月報まで)

図表3-47 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の施設別利用状況

単位：人

施設名	所在地	定員	本町の利用者
敬和園	八百津町錦織	70	64
さわやかナーシングビル	美濃加茂市	130	1
ハニーヒルズ	美濃加茂市	80	1
フローレ川合	可児市	80	5
瀬田の杜	可児市	70	1
さわやかナーシング川辺	川辺町	60	1
さわやかナーシングみたけ	御嵩町	80	1
その他			1
合計			75

(注) 平成29年4月利用分

(2) 介護老人保健施設

平成28年8月の利用者数は59人となっており、増加傾向にあります。要介護度別にみると、要介護4が大きく増加しています。(図表3-48)

第1号被保険者1人当たり給付月額が3,642円と全国、岐阜県を上回っていますが、平成27年の調整済み第1号被保険者1人当たり給付月額は2,609円とやや下回っています。認定者1人当たり定員は0.038人と全国、岐阜県を下回っています。(図表3-49)

主な事業者は図表3-50のとおりです。

図表3-48 介護老人保健施設(老人保健施設)の給付実績

区分	利用者数(人)			給付費(千円)			
	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年	
要介護	1	4	3	5	936	779	1,154
	2	9	9	9	2,247	2,087	2,065
	3	12	14	15	3,164	3,500	4,125
	4	12	15	24	3,470	4,048	6,487
	5	10	7	6	2,712	2,064	1,746
合計	47	48	59	12,528	12,478	15,576	

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」10月月報

図表3-49 介護老人保健施設の1人当たりの利用状況(国・県との比較)

区分	全国	岐阜県	八百津町
第1号被保険者1人当たり給付月額(円)	2,711	2,744	3,642
調整済み(平成27年) 1号被保険者1人当たり給付月額(円)	2,632	2,692	2,609
認定者1人当たり定員(人)	0.059	0.073	0.038

資料：地域包括ケア「見える化」システム(2017.9.5 平成28年度、1月月報まで)

図表3-50 介護老人保健施設(老人保健施設)の施設別利用状況

単位：人

施設名	所在地	定員	本町の利用者
だいち	八百津町錦織	29	26
サントピアみのかも	美濃加茂市	80	5
中部台ケアセンター	美濃加茂市	100	7
さわやかリバーサイドビル	美濃加茂市	94	4
可児とうのう病院附属介護老人保健施設	可児市	100	3
花トピア可児	可児市	136	6
桜ヶ丘介護老人保健施設	可児市	80	1
センチュリー21	富加町	100	3
その他			4
合計			59

(注) 平成29年4月利用分

(3) 介護療養型医療施設

平成28年8月の介護療養型医療施設の利用者は要介護4が1人、要介護5が1人の合計2人となっています。(図表3-51)

第1号被保険者1人当たり給付月額102円、平成27年の調整済み第1号被保険者1人当たり給付月額は81円と全国、岐阜県を下回っています。(図表3-52)

主な施設は図表3-53のとおりです。

図表3-51 介護療養型医療施設の給付実績

区分	利用者数(人)			給付費(千円)			
	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年	
要介護	1	-	-	-	-	-	
	2	-	-	-	-	-	
	3	-	-	-	-	-	
	4	-	1	1	-	156	255
	5	1	1	1	401	394	868
合計	1	2	2	401	549	1,123	

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」10月月報

図表3-52 介護療養型医療施設の1人当たりの利用状況(国・県との比較)

区分	全国	岐阜県	八百津町
第1号被保険者1人当たり給付月額(円)	565	249	102
調整済み(平成27年) 1号被保険者1人当たり給付月額(円)	563	275	81
認定者1人当たり定員(人)	0.009	0.005	-

資料：地域包括ケア「見える化」システム(2017.9.5 平成28年度、1月月報まで)

図表3-53 介護療養型医療施設の事業所別利用者数 単位：人

事業所名	本町の利用者数
藤掛病院	1
合計	1

(注) 平成29年4月利用分

(4) 施設合計

施設サービスの利用者は年々増加し、平成28年8月は132人です。要介護度別にみると、要介護4は最も高く、増加傾向となっています。(図表3-54)

1人当たりの利用状況をみると、受給率は3.7%、第1号被保険者1人当たり給付月額8,695円と全国、岐阜県より高く、平成27年の調整済み第1号被保険者1人当たり給付月額は6,857円、認定者1人当たり定員は0.131人と全国、岐阜県より低くなっています。(図表3-55)

図表3-54 施設合計の給付実績

区分	利用者数(人)			給付費(千円)			
	平成26年	平成27年	平成28年	平成26年	平成27年	平成28年	
要介護	1	5	3	5	1,143	779	1,154
	2	11	11	12	2,685	2,488	2,667
	3	31	30	33	7,618	6,974	7,519
	4	42	52	55	10,470	12,077	13,818
	5	34	32	27	9,112	7,845	7,453
合計	123	128	132	31,028	30,163	32,611	

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」10月月報

図表3-55 施設合計の1人当たりの利用状況(国・県との比較)

区分	全国	岐阜県	八百津町
受給率(%)	2.8	3.0	3.7
要介護1	0.2	0.2	0.1
要介護2	0.3	0.3	0.3
要介護3	0.6	0.7	0.9
要介護4	0.9	1.0	1.6
要介護5	0.8	0.8	0.8
第1号被保険者1人当たり給付月額(円)	7,299	7,316	8,695
介護老人福祉施設	3,655	3,889	4,019
介護老人保健施設	2,711	2,744	3,642
介護療養型医療施設	565	249	102
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	368	434	932
調整済み(平成27年)1号被保険者1人当たり給付月額(円)	7,093	7,207	6,857
介護老人福祉施設	3,553	3,839	3,444
介護老人保健施設	2,632	2,692	2,609
介護療養型医療施設	563	275	81
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	345	401	723
認定者1人当たり定員(人)	0.155	0.180	0.131
介護老人福祉施設	0.086	0.102	0.092
介護老人保健施設	0.059	0.073	0.038
介護療養型医療施設	0.009	0.005	-

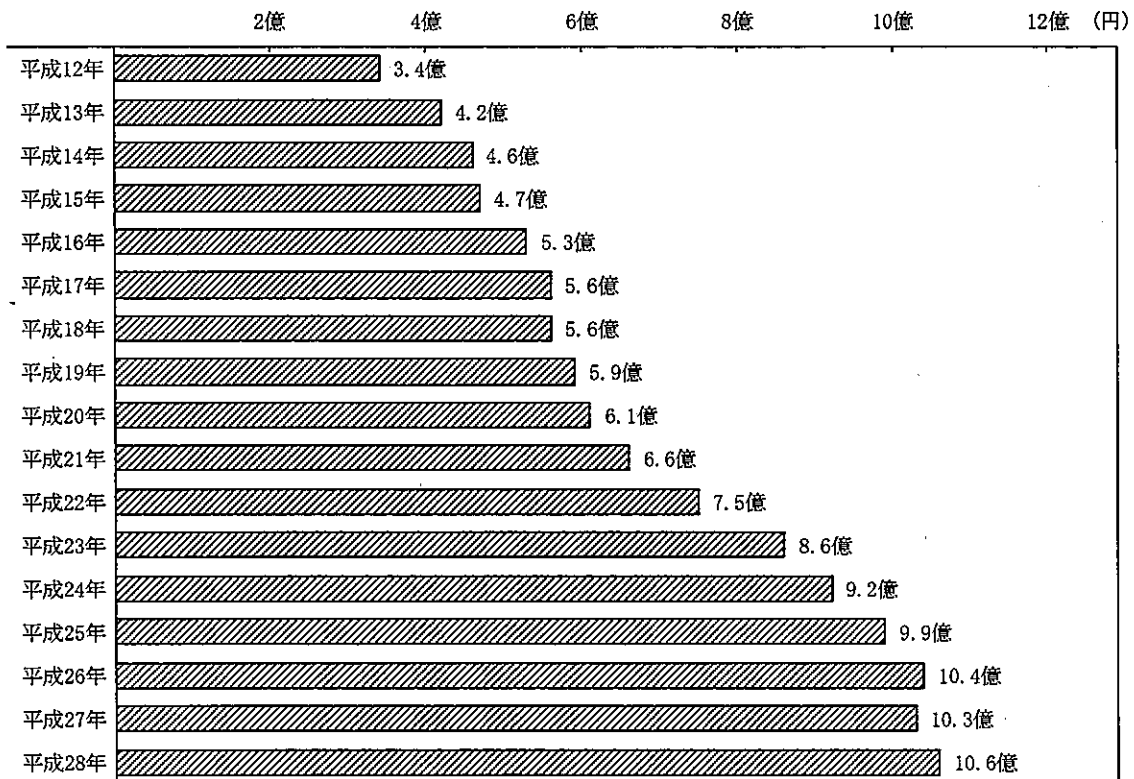
資料：地域包括ケア「見える化」システム(2017.9.5 平成28年度、1月月報まで)

4 給付費と保険料の推移

(1) 総給付費の推移

本町の平成28年の総給付費は10.6億円となっています。平成26年まで増加傾向にありましたが、その後は10億円台で推移しています。利用者負担や介護報酬の変更により増減はありますが、要介護者数は緩やかに増加すると見込まれているため、総給付費も緩やかに増加すると考えられます。(図表3-56・図表3-57)

図表3-56 総給付費の推移



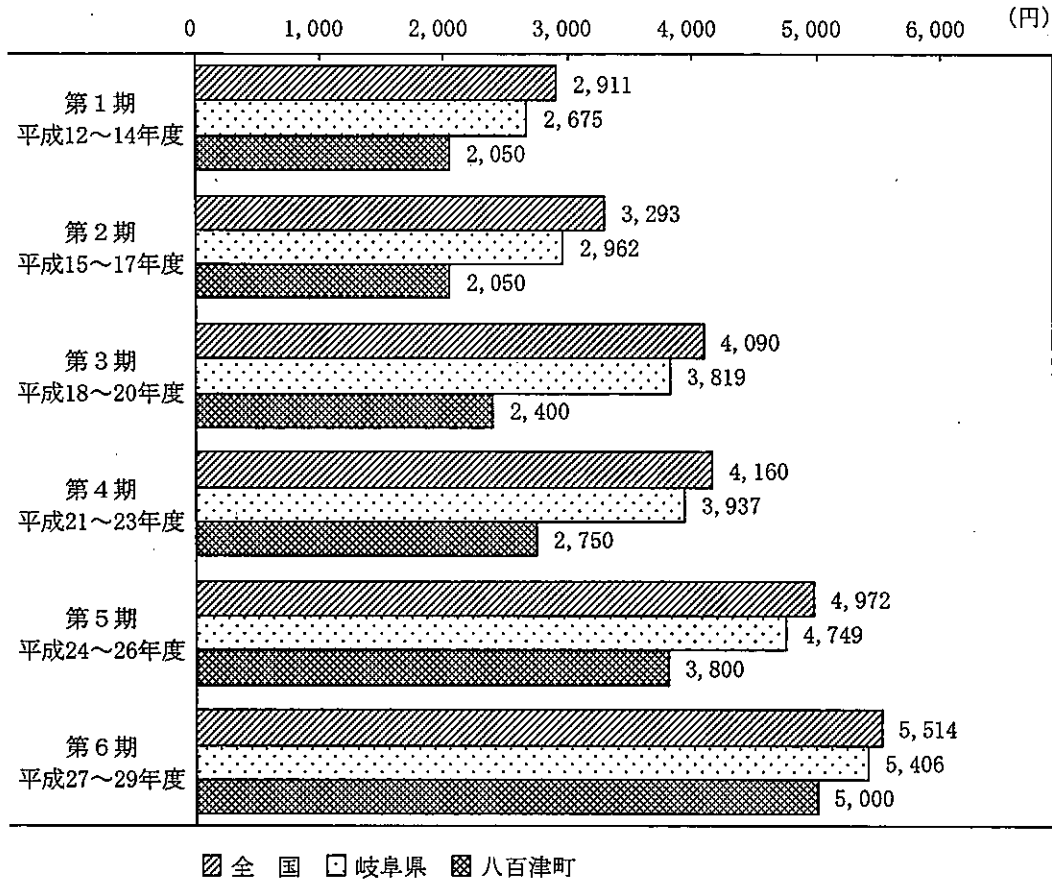
図表3-57 給付費の増加率

区分	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22
増加率	8.7	3.0	12.6	6.5	▲0.05	4.4	4.3	8.2	13.6
区分	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28			
増加率	14.7	7.0	7.6	5.1	▲1.0	2.9			

(2) 保険料の推移

第1号被保険者（65歳以上）の保険料の推移をみると、本町、全国、岐阜県ともに増加傾向となっています。第6期についてみると、本町は第5期に比べて1,200円高くなっていますが、全国より514円低く、岐阜県より406円低くなっています。（図表3-58）

図表3-58 第1号被保険者の保険料の推移（基準額）



3-2 地域支援事業

1 介護予防・日常生活支援総合事業

平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」といいます）を開始しています。

総合事業は、訪問型・通所型サービス等の「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されています。

「一般介護予防事業」はすべての高齢者が対象となり、「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援者と要支援者に相当する状態の人でチェックリストを用いて判断し、介護予防ケアマネジメントを受けた人（介護予防・生活支援サービス事業対象者）が対象となります。

図表3-59 介護予防・生活支援サービス事業対象者

単位：人

区 分	平成29年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
要支援1	51	51	51	53	55	53	51
要支援2	88	90	92	92	99	98	99
チェックリスト	0	0	0	1	2	2	3
合 計	139	141	143	146	156	153	153

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

総合事業の柱となる介護予防・生活支援サービス事業は、「訪問型サービス」「通所型サービス」「その他の生活支援サービス」「介護予防ケアマネジメント」で構成されます。このうち、「訪問型サービス」「通所型サービス」には、現行の訪問介護や通所介護に加え、主に雇用労働者が提供するサービスA、住民主体のサービスB、保健・医療の専門職が提供するサービスCなどの類型があります。本町では、現行の訪問介護や通所介護のみの提供となっており、住民主体のサービスの育成が課題です。

図表3-60 介護予防・生活支援サービスの利用状況

単位：人

区 分	平成29年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
訪問型サービス (現行相当)	25	24	28	26	27	29	27
通所型サービス (現行相当)	64	63	66	67	69	79	78
合 計	89	87	94	93	96	108	105

(2) 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、「介護予防把握事業」「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」「一般介護予防事業評価事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」の5事業により構成されます。本町では平成28年度まで実施してきた介護予防事業を「介護予防普及啓発事業」に組み替えて実施しています。

① お元気サロン

認知症や閉じこもりのおそれのある人を対象として、「お元気サロン」を開催します。

図表3-61 お元気サロンの実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用実人数（人）	24	15	12
延べ利用者数（人）	299	187	54

② 体力脳力向上教室

いつまでも自分のことは自分でできる体力と認知機能を持てるよう、体操やレクリエーションにより生活機能の向上を図る教室を各地区で開催しています。

図表3-62 体力脳力向上教室の実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
〈開催地区〉 和知地区	開催回数（回）	22	2	5
	利用実人数（人）	39	30	26
	延べ利用者数（人）	696	53	97
伊岐津志地区	開催回数（回）	2	2	6
	利用実人数（人）	25	13	37
	延べ利用者数（人）	31	19	158
久田見地区	開催回数（回）	22	4	4
	利用実人数（人）	26	17	14
	延べ利用者数（人）	387	42	31
福地地区	開催回数（回）		19	5
	利用実人数（人）		22	20
	延べ利用者数（人）		332	78
潮見地区	開催回数（回）	2	9	5
	利用実人数（人）	23	23	29
	延べ利用者数（人）	39	138	116

③ らく楽トレーニング教室

町施設のトレーニング機器を利用して「立つ・歩く・座る・持ち上げる」など日常生活に必要な動作をおこなう筋力・バランスを鍛える教室を開催しています。

図表3-63 らく楽トレーニング教室

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（1クール）
利用実人数（人）	19	27	11
延べ利用者数（人）	234	277	135

④ らく楽自主トレーニング講座・らく楽自主トレーニング

トレーニング機器を利用した運動の効果・目的・機器の使い方や運動上の注意点について学ぶ講座を開催しています。この講座を1回受講すると、自主的にトレーニングを行うらく楽自主トレーニングに参加できます。

図表3-64 らく楽自主トレーニング講座

区 分	平成28年度	平成29年度
開催回数（回）	3	7
延べ利用者数（人）	65	35

（注）平成29年度の実績は平成29年10月末現在

図表3-65 らく楽自主トレーニング

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用実人数（人）	8	72	98
延べ利用者数（人）	74	2,175	1,791

（注）平成29年度の実績は平成29年10月末現在

⑤ らく楽自主トレーニングボランティア講座

らく楽自主トレーニングにかかるトレーニングボランティアを養成しています。

図表3-66 らく楽自主トレーニングボランティア講座

区 分	平成28年度	平成29年度
開催回数（回）	1	1
参加者数（人）	8	10

（注）平成29年度は平成30年2月開催予定であるので 参加者人数は見込値

⑥ こころの相談

精神科病院のソーシャルワーカーによる、認知症、うつ等に関する相談会を実施します。

図表3-67 こころの相談の実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用実人数(人)	9	11	10
延べ利用者数(人)	9	11	10

(注) 平成29年度の実績は平成29年10月末現在

⑦ 介護予防講演会

毎年1回、講師を招いて介護予防の啓発を図るための講演会を開催しています。

図表3-68 介護予防講演会の実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数(回)	1	1	1
参加者数(人)	91	47	100

(注) 平成29年度は平成30年3月開催予定であるので参加者数は見込値

⑧ 介護予防に関する「おでかけ健康講座」

老人クラブ等へ出向き、介護予防のための基本的な知識の普及・啓発を図ることなどをねらいとして「おでかけ健康講座」を行っています。

図表3-69 介護予防に関する「おでかけ健康講座」の実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数(回)	18	11	8
参加者人数(人)	415	328	170

(注) 平成29年度の実績は平成29年10月末現在

2 包括的支援事業

地域のケアマネジメントを総合的に行うために、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援等を町地域包括支援センターが主体となって取り組みをしています。

(1) 総合相談支援業務

① 高齢者あんしん相談会

地域の見守りネットワークづくりを活用して、高齢者虐待の早期発見、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯等支援の必要な高齢者の把握に努めています。民生委員や地域住民と連絡を取り合い、それぞれの状況に応じた最適な支援方法やサービス、制度の利用につなげています。また、各地区を対象に、1月1か所ずつ介護巡回相談会を実施しています。

図表3-70 高齢者あんしん相談会の利用状況（平成28年度）

開催地区	実施月	来場相談者 (人)	居宅訪問 (件)
八百津地区	4月	1	4
	1月	1	4
伊岐津志地区	8月	0	4
	2月	0	4
和知地区	9月	0	5
	3月	0	3
久田見地区	5月	1	9
	11月	0	4
福地地区	7月	0	3
	12月	0	3
潮南地区	6月	0	3
	10月	0	3

② 包括民生ネットワーク会議

高齢者支援が円滑に行われるよう、民生委員と町地域包括支援センターが連携して民生委員定例会を活用して「包括民生ネットワーク会議」を開催しています。

図表3-71 包括民生ネットワーク会議の実績

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数(回)	1	1	1

(注) 平成29年度の実績は平成29年11月末現在

(2) 権利擁護業務

地域のネットワークを活用し、権利擁護の観点から支援が必要な高齢者に対して、成年後見制度、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業などの利用を支援しています。

図表3-72 権利擁護業務の実績

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
日常生活自立支援事業	利用人数(人)	5	4	2
成年後見制度利用支援事業	利用人数(人)	0	0	0

(注) 平成29年度の実績は平成29年10月末現在

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

① けあまねつと会議

高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、けあまねつと会議を開催して、地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援等を行っています。

図表3-73 けあまねつと会議の実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数(回)	6	6	4
参加者人数(人)	125	135	104

(注) 平成29年度の実績は平成29年10月末現在

(4) 地域ケア会議推進事業

地域包括ケアシステムの実現に向けて、地域の課題を把握し、課題解決の手段を導き出していくため、多機関・多職種で話し合う地域ケア会議を活用しています。

図表3-74 地域ケア会議の実績

区 分	平成28年度	平成29年度
実施回数(回)	1	3
参加者人数(人)	8	43

(注) 平成29年度の実績は平成29年10月末現在

(5) 在宅医療・介護連携推進事業

○ 加茂地域包括ケアネットワーク推進協議会（かも丸ネット）

加茂地域における在宅医療・介護がスムーズに提供されるよう、在宅医療・介護に携わる多職種が会議や研修会を通して現場の状況を知り、それぞれの役割を確認し合い、多職種間で連携を図るため「加茂地域包括ケアネットワーク推進協議会」を開催しています。

図表3-75 かも丸ネット主催研修会の実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数（回）	2	2	2

（注）平成29年度の実績は平成29年10月末現在

3 任意事業

(1) 家族介護支援事業

① 家族介護者交流事業（町社会福祉協議会委託事業）

介護者を一時的に介護から解放し、介護者同士の交流などを通じて心身のリフレッシュを図る家族介護者交流事業を年1回実施しています。

図表3-76 家族介護者交流事業の計画と実績

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	実施回数（回）	1	1	1
	延べ人数（人）	15	15	15
実 績	実施回数（回）	1	1	1
	延べ人数（人）	6	10	9

② 認知症家族交流事業「オレンジサークル」（町地域包括支援センター事業）

認知症の家族を介護する介護者が、情報交換やリフレッシュを図るための交流事業を平成20年から実施しています。

図表3-77 認知症家族交流事業「オレンジサークル」の計画と実績

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	実施回数（回）	10	10	10
	延べ人数（人）	100	100	100
実 績	実施回数（回）	5	5	4
	延べ人数（人）	33	31	23

（注）平成29年度の実績は平成29年10月末現在

③ 「オレンジカフェ」(町地域包括支援センター事業)

地区の公民館単位で、コーヒーを飲んで、ほっとしながら、認知症について理解を深める「オレンジカフェ」を開いています。カフェでは、認知症の予防講話など、情報提供、啓発も行っています。

図表3-78 「オレンジカフェ」の実績

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
実 績	実施回数(回)	5	5	5
	延べ人数(人)	86	92	101

(注) 平成29年度の実績は平成29年10月末現在

(2) わたきり老人等介護用品支給事業(町事業)

要介護1以上で紙おむつ等を利用している人を対象として介護用品を支給しています。

図表3-79 わたきり老人等介護用品支給事業の計画と実績

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	給付者数(人)	140	150	160
実 績	給付者数(人)	120	124	119

(注) 平成29年度の実績は平成29年10月現在

(3) 認知症サポーター養成講座(町地域包括支援センター事業)

認知症サポーターの育成のために、住民グループや民生委員、事業所などの団体に出向いて、認知症サポーター養成講座を開催しています。

図表3-80 認知症サポーター養成講座の計画と実績

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	受講者数(人)	150	200	200
実 績	受講者数(人)	58	56	12

(注) 平成29年度の実績は平成29年10月末現在

(4) 介護給付等費適正化事業

○ ケアプラン支援事業

介護支援専門員が作成したケアプランが、自立支援のためのプランとなっているか、不要なサービスが提供されていないかなどについて、事業所に訪問しケアプランの点検を実施しています。

図表 3-81 ケアプラン支援事業の実績

区 分	平成28年度	平成29年度
実施回数 (回)	2	3

3-3 高齢者福祉サービス

1 社会参加・生きがい活動の状況

(1) シルバー人材センター

高齢者が就業を通して自己の労働能力を活かし、生きがいをもって社会参加ができるよう、シルバー人材センターが設立されています。

平成28年度の実績をみると、登録者数は105人となっており、やや減少傾向にあります。就労実人員は103人、契約金額が約4,900万円となっています。就労実人員1人当たりの年間就労日数は89日で、配分金は約40万円です。

図表3-82 シルバー人材センターの登録状況等

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
登録者数 (人)	108	119	110	105
男	84	94	85	84
女	24	25	25	21
受注件数 (件)	363	359	400	407
公共事業	27	25	34	32
民間事業	336	334	366	375
延べ就労日数 (日)	8,078	8,716	10,051	9,184
就労実人員 (人)	110	112	110	103
契約金額 (円)	46,121,544	50,474,907	53,038,532	49,228,888
公共事業	15,959,666	16,952,847	19,707,815	19,177,222
民間事業	30,161,878	33,522,060	33,330,717	30,051,666
配分金 (円)	41,127,380	43,423,631	44,722,289	41,415,446
就労実人員1人当たりの配分金 (円)	373,885	387,711	406,566	402,091
就労実人員1人当たりの年間就労日数 (日)	73	78	91	89

(注) 各年度末現在

(2) 老人クラブ

単位老人クラブ数は、平成29年4月現在21で、会員数は1,230人となっています。会員数、加入率ともに低下傾向にあり、平成29年の加入率は30%を下回り、平成23年の約半分となっています。

図表3-83 老人クラブ会員数

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
単位クラブ数 (か所)	29	28	25	24	23	21	21
対象人口(人)	3,945	3,943	4,051	4,119	4,148	4,172	4,185
会員数(人)	2,325	2,097	1,805	1,741	1,550	1,267	1,230
加入率(%)	58.9	53.2	44.6	42.3	37.4	30.4	29.4

(注) 各年4月1日現在

(3) ふれあいきいきサロン事業

ひとり暮らし高齢者等を対象として、地域の老人クラブ、住民団体、ボランティア等が連携して、ゲーム、子どもとのふれあい、童話合唱等を行うふれあいきいきサロンを月1回程度開催しています。実施か所数は増加傾向にあり、平成28年度は41か所となっています。

図表3-84 ふれあいきいきサロン

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施か所数(か所)	30	33	36	40	41
延べ回数(回)	154	172	176	216	248

(注) 各年度末現在

(4) 独居老人のつどい事業(町社会福祉協議会事業)

ひとり暮らしの高齢者どうしの交流と生きがいづくりを目的として、地域(西部・東部)ごとに、レクリエーション・食事会を行っています。

図表3-85 独居老人のつどい事業

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
参加延べ人数(人)	54	78	69	66	79

(注) 各年度末現在

2 生涯学習・生涯スポーツ

(1) 公民館講座（町事業）

地区の公民館で講座を開催しており、平成29年10月現在、延べ323回開催し、3,255人が参加しています。また、60歳以上を対象とした雅学級を開催しています。

図表3-86 公民館講座の開催状況

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
開催回数(回)	312	288	384	376	323
延べ参加者数(人)	488	2,752	3,232	3,615	3,255

地 区	内 容
八百津	書道、民踊、民謡、パン教室、生け花、英会話など
和知	イングリッシュ講座、ママヨガ、親子ヨガなど
錦津	フラワーアレンジメント、ヘルシーパン教室など
久田見	書道、歴史教室など
潮南	トンボ玉教室、ヨガ教室など

(2) チャレンジクラブ802

総合型地域スポーツクラブ「チャレンジクラブ802」では、西部地区、東部地区において運動教室を開催しています。平成29年の会員数は356人で減少傾向にありますが、うち過半数を高齢者が占めています。

図表3-87 チャレンジクラブ802の主な活動

総合型地域スポーツクラブとしてH19.2.24クラブ設立 H29.10.1現在 会員356名の会員数 【暮らしの中にスポーツを！】を合い言葉にスポーツ少年団に加入していない子どもたち、主婦層、高齢者を対象にスポーツを通じた健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりをめざしています。

図表3-88 チャレンジクラブ会員数

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
会員数(人)	413	403	391	382	366	356
うち高齢者(人)	173	174	163	166	165	181

3 地域福祉の関連団体

(1) 社会福祉協議会

町社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な担い手と位置づけられ、在宅福祉サービス、ボランティア活動、福祉教育等を推進しています。

高齢者に関する主な事業は、ねたきりなどの要援護者の把握、車いす等の日常生活用具の貸与、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等への給食サービス、介護教室の開催等を実施しています。また、相談事業や日常生活自立支援事業を行っています。

図表3-89 日常生活自立支援事業の実績

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数(人)	2	3	5	7	5	4

(注) 各年4月1日現在

(2) ボランティア団体

高齢者に関するボランティアとして、次の団体が活動しています。

図表3-90 ボランティア団体(平成29年4月現在)

区 分	設立年	人数	主な活動
八百津町赤十字奉仕団	S56	127人	独居老人等へ給食を調理、配達、アルミ缶のリサイクル
災害救援ボランティア	H19	140人	防災・減災の研修会を開催、町防災訓練への参加
ひまわり食事サービス	H8	56人	独居老人・高齢者世帯等へ月2回夕食を調理・配達
健康法実践やおつ友の会ほか16団体	H5~H25	257人	健康増進と介護予防のための活動ほか

4 ひとり暮らし・高齢者夫婦世帯等への生活支援

(1) 独居老人等緊急通報装置貸与事業（町事業）

ひとり暮らし高齢者に対し緊急通報装置を貸与し、隣人・家族等の協力により緊急時に迅速に対応できる体制を整備しています。

図表3-91 独居老人等緊急通報装置貸与事業

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
設 置 台 数 (台)	計 画	210	240	270
	実 績	182	180	170

(注) 平成29年度の実績は見込み

(2) ねたきり老人等日常生活用具給付事業（町事業）

ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者の世帯等に対し、日常生活用具（火災警報機、自動消火器、電磁調理器）の給付を行っています。

図表3-92 ねたきり老人等日常生活用具給付事業

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	利 用 件 数 (件)	382	402	422
	火災警報機	380	400	420
	自動消火器	1	1	1
	電磁調理器	1	1	1
実 績	利 用 件 数 (件)	354	355	360
	火災警報機	351	352	357
	自動消火器	0	0	0
	電磁調理器	3	3	3

(注) 平成29年度の実績は見込み

(3) ふれあい型食事サービス事業（町社会福祉協議会事業）

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などに対し、ボランティア等により月2回の食事サービスを行い、安否確認や交流を行っています。

図表3-93 ふれあい型食事サービス事業

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	利用実人数（人）	91	93	94
	延べ配食数（食）	1,571	1,605	1,623
実 績	利用実人数（人）	85	61	70
	延べ配食数（食）	1,285	1,066	1,470

(注) 平成29年度の実績は見込み

(4) 在宅配食サービス（NPO法人）

毎日の食事支援を目的に在宅配食サービス行っています。栄養バランスのとれた調理済み給食を配食することで疾病予防や高齢者等の自立した生活の支援にもつながり、併せて安否確認や会話を通じた高齢者等の孤独感の解消や見守りなども担っています。

平成29年度は、利用実人数10人、延べ配食数は1,860食となっています。

図表3-94 在宅配食サービス

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	利用実人数（人）	15	15	15
	延べ配食数（食）	1,500	1,500	1,500
実 績	利用実人数（人）	15	14	10
	延べ配食数（食）	2,105	1,800	1,860

（注）平成29年度の実績は見込み

(5) 八百津町見守りネットワーク事業（町事業）

援護を要する高齢者や障がい者等（以下「要援護者」という）が、住み慣れた地域でいつまでも安心して自立した暮らしができるよう、行政と協力団体が地域と連携してネットワーク（以下「見守りネット」）を形成し、地域全体で要援護者を見守る体制を確立するとともに、虐待や徘徊等の日常生活における異常事態から事故を防止し、並びに災害等緊急事態の支援に備えることを目的としています。八百津町と協定を結んでいる事業所は、金融機関、郵便局、新聞配送業者、配送業者等の47事業所です。

図表5-52 八百津町見守りネットワーク事業協定事業所

区 分	金融関係	郵便関係	配達配送業 新聞配送業	その他
平成26年度	6	4	6	16
平成29年度	6	4	6	31

(6) 地域訪問事業（町社会福祉協議会事業）

平成29年度から社会福祉協議会の職員が、民生児童委員との連携のもと、地域のひとり暮らし高齢者宅を訪問し、地域のニーズを調査するとともに、ふれあいや見守りを行います。平成29年10月1日現在で132件訪問しています。

5 要介護状態への進行を防止するための支援

○ 生活管理指導短期宿泊事業（町事業）

基本的な生活習慣が欠如している高齢者や体調を崩している高齢者を、養護老人ホーム蘇水園で一時的に養護しています。介護保険の要介護認定で「自立」と認定された高齢者等を対象としており、平成28年度、平成29年度（2月末現在）の利用はありません。

図表3-95 生活管理指導短期宿泊事業

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	利用実人数（人）	5	5	5
	延べ利用者数（人）	10	10	10
実 績	利用実人数（人）	1	0	0
	延べ利用者数（人）	1	0	0

（注）平成29年度の実績は見込み

6 在宅要介護者への支援の推進

(1) 福祉用具貸与事業（町社会福祉協議会事業）

高齢や疾病などで寝起き、移動が不自由な人に、自宅で使用する福祉用具として特殊寝台、エアマット、車いす、松葉杖を貸与しています。

図表3-96 福祉用具貸与事業

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	延べ利用人数（人）	32	37	37
	特殊寝台	4	4	4
	エアマット	0	0	0
	車いす	25	30	30
	松葉杖	3	3	3
実 績	延べ利用人数（人）	25	30	33
	特殊寝台	1	3	3
	エアマット	0	0	0
	車いす	24	27	30
	松葉杖	0	0	0

（注）平成29年度の実績は見込み

(2) 移送サービス「福祉有償運送」(NPO法人)

重度の要介護高齢者の通院などの外出を支援するために、専用車両による移送サービス「福祉有償運送」を行っています。

図表3-97 移送サービス「福祉有償運送」

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	利用登録者数(人)	110	100	90
	延べ利用回数(回)	1,800	1,650	1,500
実 績	利用登録者数(人)	95	86	90
	延べ利用回数(回)	1,496	1,365	1,360

(注) 平成29年度の実績は見込み

(3) 車いす搭載軽自動車(きぼう号)の貸し出し(町社会福祉協議会事業)

ねたきりで日常生活において常時または一時的に車いすが必要な高齢者等に対し、車いすのまま乗り込みができる軽自動車の貸し出しを行っています。

図表3-98 車いす搭載軽自動車(きぼう号)の貸し出し

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	利用登録者数(人)	25	30	30
	延べ利用回数(回)	75	90	90
実 績	利用登録者数(人)	19	27	30
	延べ利用回数(回)	79	59	60

(注) 平成29年度の実績は見込み

7 施設利用の状況

(1) 養護老人ホーム

環境上の理由および経済的理由により、居宅で生活することが困難な概ね65歳以上の人が入所する施設で、町内には養護老人ホーム蘇水園(定員50人)が整備されています。

図表3-99 養護老人ホーム入所者数

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
入所者数(人)	32	33	39	39	37	38	33

(注) 各年4月1日現在

図表3-100 養護老人ホーム入所者の状況

施設名	定員	本町の入所者数	所在地
蘇水園	50	24	八百津町
日本ライン老人ホーム	50	2	坂祝町
さわやか長楽荘ほか	50	4	御嵩町
岐阜老人ホーム	110	1	岐阜市
計		31	

(注) 平成29年4月1日現在

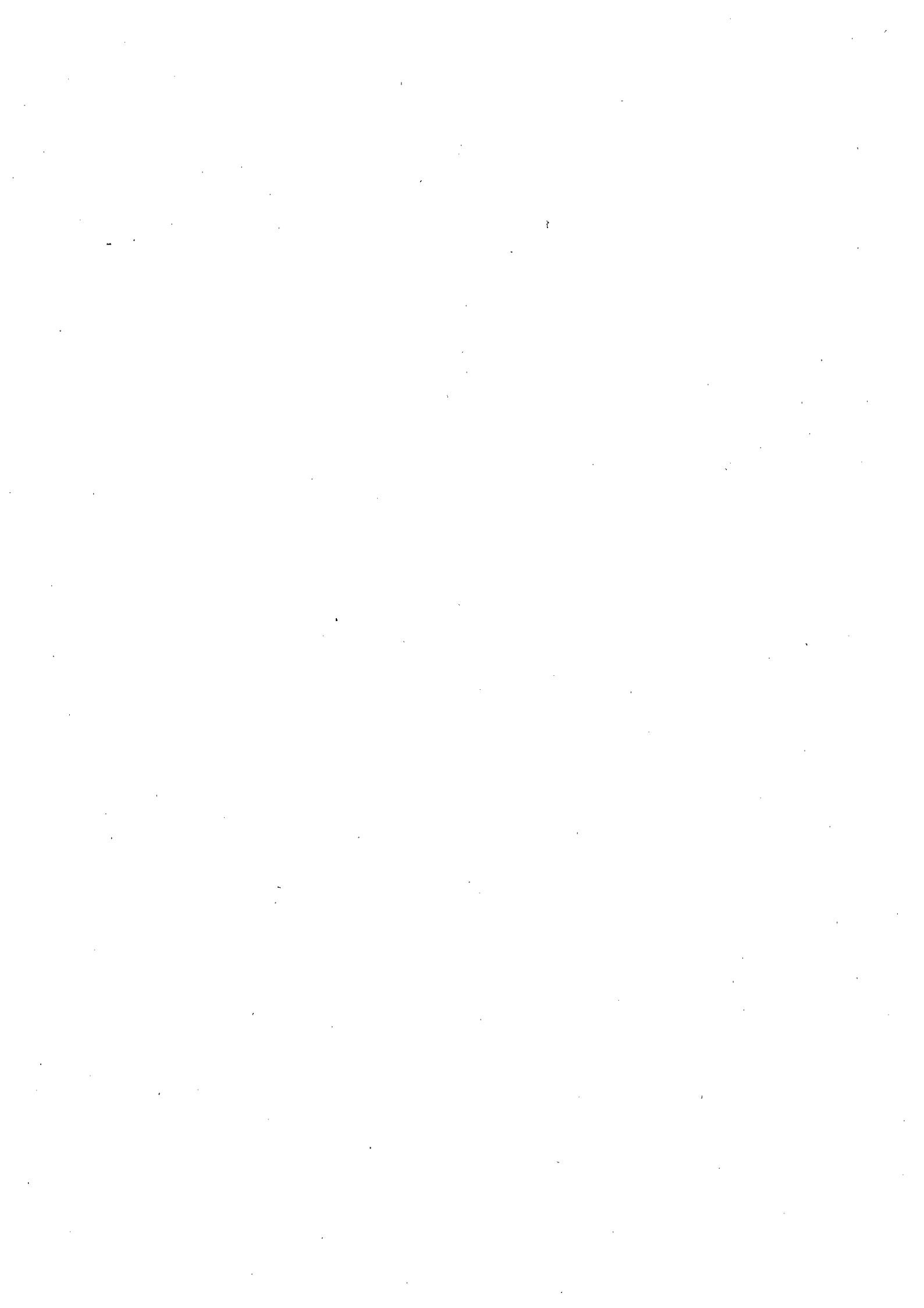
(2) 福祉センター

本町には、「八百津町福祉センター（夢広場ゆうゆう）」が整備されています。介護予防事業をはじめ、子育て支援事業、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業等が行われています。

図表3-101 福祉センターの利用者数

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用延べ人数(人)	9,363	11,062	10,619	13,739	10,897	9,652

(注) 各年度末現在



第4章 現状・課題と今後の高齢者施策の方向性

1. 介護保険事業の充実

○在宅サービスの利用促進

- ・介護離職ゼロに向けて、適切なサービスの提供体制づくりと、企業や官公庁等は介護休業等の支援制度の導入だけではなく、働き方の見直しを通じ、介護等の時間的制約を持ちながら働くことが可能な職場づくりを進めることが望まれる。
- ・「認知症への対応」「夜間の排泄」といった介護者の精神的・肉体的不安を軽減することが在宅介護の限界点を高めることにつながると考えられ、適切な訪問系・通所系サービスを組み合わせた利用促進が必要である。

○地域密着型サービスの利用促進

- ・当町には「通い」を中心として、利用者の容体や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を適宜組み合わせるサービスを提供する小規模多機能型居宅介護事業所があり、その利用促進を図ることで介護者の負担軽減を図る。

○長期的視野に立った入所施設の整備

○介護保険制度の適正な運営

アンケート結果、取組等から見る現状・課題

- 要介護認定者も一般高齢者も＜在宅介護＞の希望が高く、平成25年と比べ、「自宅で訪問介護や通所介護などを活用しながら生活したい」が増加している。
- 要介護認定者に人生の最期（看取り）をどこで迎えたいかたずねたところ、「自宅」が54.6%と最も高く、「医療施設」が12.9%、「介護保険施設」は5.8%となっている。
- サービス水準と保険料について、「現状の保険料とサービスでよい」が最も高く、平成25年の調査と比べ、＜高福祉高負担＞は低くなっている。
- 利用しているサービスの組み合わせは、「通所のみ」が44.2%と最も高い。次いで「通所＋短期」が10.4%となっている。要介護4・5では「通所＋短期」が最も高く、「訪問＋通所＋短期」も20%を超える。
- 比較的新しいサービスである小規模多機能型居宅介護は利用者数が増加しておらず、供給に余裕がある。
- 地域密着型老人福祉入所者生活介護は整備当初に比べて町民の利用が多くなってきている。
- 入所意向は認知症の重い人が高くなっている。
- 介護を主な理由として、過去1年の間に「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」のは8.3%となっている。
- 今後も働きながら介護を続けていけそうかをたずねたところ「続けていくのは、かなり難しい」は5.9%となっている。
- 主な介護者が不安に感じる介護等は「認知症状への対応」「夜間の排泄」が30%以上となっている。

2. 介護予防・日常生活支援総合事業等の充実

○介護予防・生活支援サービスの整備

○住民の主体的な活動への動機付け、支援

- ・今後は単身世帯や夫婦のみの世帯の増加が見込まれるため、日常生活を送る上で買い物、通院などで不自由を感じる人への地域住民による見守りなど、住民主体の支援体制の確立が必要である。

アンケート結果、取組等から見る現状・課題

○今後の在宅生活の継続・充実に必要と感じる支援やサービスとしては、「移送サービス」が24.2%と最も高い。「外出同行（通院、買い物など）」「見守り、声かけ」「掃除・洗濯」も15%以上となっている。

○自立した日常生活にどんな支援が必要かについて、「見守り、声かけ」が最も高い。次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「外出同行（通院、買い物など）」となっている。福地では「移送サービス」が最も高い。

○介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス、通所型サービスは、受け皿としてあるのは現行型に限られていることから、住民主体のB類型をはじめとした、多様な主体の多様なサービスが求められる。

○高齢者の地域での役割として、「高齢者どうしが、お互いに見守りや簡単な日常生活の支援をしあう」が最も高い。

3. 地域包括ケアシステムの構築

○地域ケア会議の活用

- ・多職種協働による個別事例の検討を通して、地域のネットワークの構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進していく。

○在宅医療・介護連携の推進

○認知症施策の推進

- ・地域包括支援センターを中心に進める認知症地域支援推進員の配置、認知症初期集中支援チームの設置などにより認知症施策を推進していく。

アンケート結果、取組等から見る現状・課題

○地域包括支援センターの認知度は37.9%であり、平成25年と比べ高くなっている。年齢が上がるにつれて認知度は下がる。

○地域包括支援センターを中心として、地域ケア会議を活用した取組が求められる。

○認知症の症状がくあると回答した人に、「認知症カフェ（通称：オレンジカフェ）」「オレンジサークル」を知っているかたずねたところ、認知度は53.6%となっている。

○認知症初期集中支援チームの設置、オレンジカフェ、認知症サポーターなど、更なる認知症施策の充実が求められる。

○加茂地域包括ケアネットワーク推進会議（かも丸ネット）が発足し、在宅医療・介護連携の取組が始まっており、更なる推進が求められる。

4. 生きがい・社会参加の推進

○地域福祉活動の推進

- ・地域づくり活動への高い参加意向を踏まえ、そういった人材が積極的に社会参加できる環境づくりが必要である。

○生涯学習・生涯スポーツの推進

○交通手段の確保

- ・高齢者のみの世帯の増加、高齢を理由とした運転免許証の返納などは、交通手段が限られる高齢者の増加を招くことになることから、社会参加促進、生活支援のため、住民主体など新しい移動手段の検討が必要である。

アンケート結果、取組等から見る現状・課題

- 老人クラブの加入率は低下を続けている。
- 「ボランティアのグループ」に参加している人は22.3%であり、男性が多く、年齢が若いほど参加している。
- 「スポーツ関係のグループやクラブ」は27.2%が参加しており、男性が多く、一人暮らしの人は参加している割合が高い。
- 地域づくりの推進へ、参加者としての参加意向は63.1%、運営側での参加は39.4%となっている。どちらも男性の方が高い。
- 住民同士の交流、助け合い活動が活性化、継続化するための支援が必要である。
- 社会参加のための移動手段の確保が必要である。

5. 安心のまちづくりの推進

○バリアフリー化の推進

○防災・防犯対策の推進

○見守りネットワークの拡大

アンケート結果、取組等から見る現状・課題

- 要介護認定者に災害時に一人で避難できるかたずねたところ、「一人で避難できないし、協力してくれる人もいない」が5.0%となっている。
- 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練が必要である。
- 小地域での自主防災の取組が求められている。
- 地域住民はもちろん、町内の事業者を含めた見守りのネットワークを広げていくことが求められる。

6. 相談・情報提供体制の充実

- 情報提供の充実
- 相談体制の充実
- 権利擁護の充実

アンケート結果、取組等から見る現状・課題

- 家族や友人以外の相談相手は、「医師・歯科医・看護師」が最も高く、次いで「そのような人はいない」が高い。一人暮らしでは44.2%が「社会福祉協議会・民生委員」となっている。
- 保健や福祉に関する情報が得られているかについては、＜得られている＞が61.1%となっており、平成25年調査と比べ高くなっている。
- 認知症高齢者や障がい者のための権利擁護の充実が求められる。

第5章 基本構想

1 基本目標

いつまでも元気で暮らせるまち 生涯過ごせるまち やおつ

超高齢社会の到来を見据えて平成12年にスタートした介護保険制度は、既に18年目を迎えています。この間に、要介護認定者数は323人から781人と2.4倍に増加しています。また、サービスの基盤整備に伴いサービス利用が増加し、給付費は4.2億円（平成13年度）から平成28年度は10.6億円と2.5倍になっています。これに伴い、保険料（高齢者）も第1期の2,050円から第6期（平成27～29年度）の5,000円と2.4倍になっています。

都市部においては、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）には、後期高齢者数が急増することへの対応が大きな課題となっていますが、本町においては、高齢者人口は減少に転じ、後期高齢者も横ばい状態となります。しかし、団塊世代が認定率の高い85歳以上、90歳以上となる頃には本町の介護需要のピークを迎えることが予測され、認知症高齢者の増加も予測されます。さらに、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加していることから、家庭の介護力が低下していきます。また、介護だけでなく、日常生活支援、地域の見守りなどの必要性が高くなることが本町の課題と言えます。

このような状況の中、高齢者自身が積極的に社会参加し、健康づくりや介護予防に努めていく必要があります。また、介護が必要になっても必要な介護サービスを利用して住みなれた家庭や地域で暮らし続けられる地域包括ケア体制を整備していく必要があります。さらに、公的なサービスだけでなく、地域住民が互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

このため、この計画では、八百津町の高齢者（介護）のめざすべき姿を次のように描き、その実現に向けて取り組んでいきます。

【めざすべき高齢者の姿】

- いつまでも健康でいきいき
- 介護が必要でも住みなれた自宅で暮らせる
- 自宅で暮らせなくても、住みなれた地域で暮らせる

【めざすべきまちの姿】

- 行政・事業者・住民が連携協働して取り組む

この考え方を「いつまでも元気で暮らせるまち 生涯過ごせるまち やおつ」と表し、本計画の基本目標とします。

2 基本方針

基本目標の実現をめざし、次の基本方針に沿って施策を推進していきます。

基本方針 1 介護保険事業の充実

介護が必要になった際に、核となるサービスは介護保険サービスです。居宅サービスの基盤整備と利用促進を図ることにより、介護が必要になっても住みなれた自宅で暮らすことができるよう支援します。また、居宅での介護が困難な人については、施設・居住系サービスの適正な利用を進め、施設での生活を居宅での生活に近いものとなるよう生活の質を高めていきます。

なお、これらのサービスを利用者一人ひとりに適切にマネジメントするのはケアマネジャーです。ケアマネジャーの資質向上を図ることにより、ケアマネジメントの質の向上に努めます。

基本方針 2 介護予防・日常生活支援総合事業等の充実

高齢者がいつまでも健康でいきいき暮らせるためには、介護予防が重要となります。高齢者自らが主体的に介護予防に取り組むよう支援し、既存事業所の再編を行うとともに、住民主体による集いの場など多様なサービスの構築を進めます。

また、高齢者が自立した生活を送ることができるよう、見守りや生活支援の充実を図ります。

基本方針 3 地域包括ケアシステムの構築

介護保険サービス、介護予防・生活支援サービスの充実とともに、地域包括ケア体制の中核となる地域包括支援センターの充実を図り、在宅医療・介護の連携推進、認知症施策の推進、地域包括ケアシステムの構築に努めます。

基本方針4 生きがい・社会参加の推進

高齢者がいつまでも健康でいきいき暮らせるためには、「心」の充実を図ることが必要であり、そのカギとなるのは「生きがいづくり」や「社会や他者とのかかわり」です。

そのため、高齢者の就労や他者との交流、生涯学習・生涯スポーツなど、生きがいや社会参加に関するさまざまな機会の提供と、これらへの参加促進を図ることにより、高齢者の生きがいづくりや社会参加の側面的支援に努めます。

基本方針5 安心のまちづくりの推進

高齢者が安心して暮らせるよう、住環境に対する支援、道路や公共施設のバリアフリー化を推進します。

また、防災・防犯対策に努め、見守りおよび緊急対応の仕組みや地域での助け合い活動により、高齢者が地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

基本方針6 相談・情報提供体制の充実

前述の基本方針1～5にしたがって、いくら事業を充実しようとも、これらの情報が届かなくては利用につながりません。また、さまざまな生活上の悩みを気軽に相談でき、サービスの利用や、専門的な相談機関につなぐ体制も必要です。そのため、情報提供および相談体制の充実に努めます。

また、認知症高齢者の増加が予測される中、高齢者の権利擁護を進めていきます。

3 計画の枠組み

(1) 人口推計

平成25年から平成29年の10月1日の住民基本台帳人口、平成28年度の母親の年齢別出生数を基に推計しています。

第7期計画期間の最終年度である平成32年度の65歳以上人口（第1号被保険者）は、平成29年度からは25人の減少、0～39歳人口は274人の減少、40～64歳人口（第2号被保険者）は206人の減少と予測されます。

平成37年度をみると、高齢者人口は減少していますが、後期高齢者はわずかですが増加しています。特に、団塊世代が含まれる75～79歳および90歳以上が増加しています。

図表5-1 計画年度における推計人口

単位：人、（％）

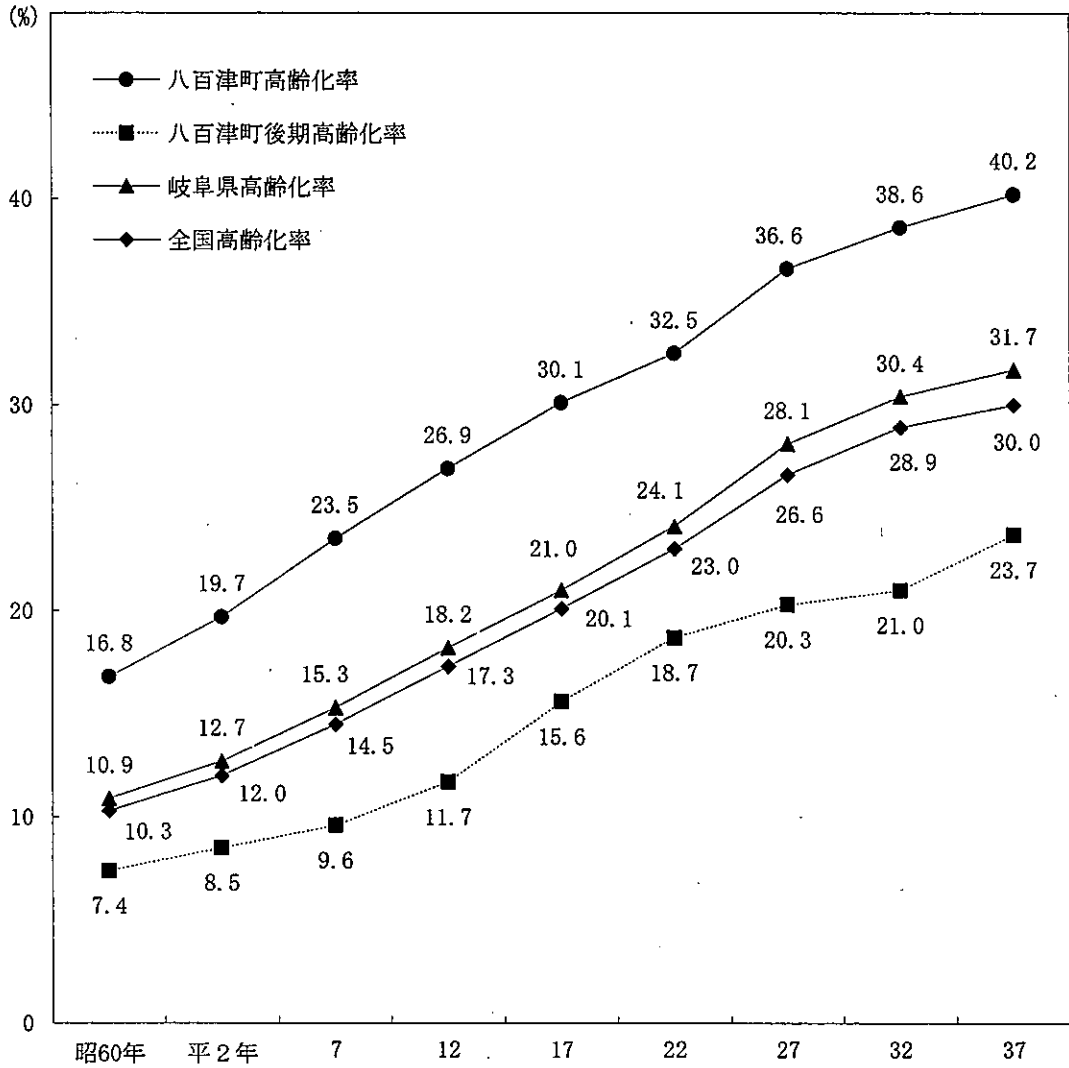
区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総人口	11,309	11,147	10,976	10,804	9,895
0-39歳	3,530	3,444	3,347	3,256	2,837
40-64歳	3,588	3,517	3,481	3,382	3,077
65歳以上	4,191	4,186	4,148	4,166	3,981
65-69歳	1,088	998	907	922	765
70-74歳	770	876	949	973	869
75-79歳	769	760	745	743	888
80-84歳	703	685	676	646	614
85-89歳	517	515	509	507	435
90歳以上	344	352	362	375	410
再掲					
65-74歳	1,858	1,874	1,856	1,895	1,634
75歳以上	2,333	2,312	2,292	2,271	2,347

(注) 平成29年は10月1日現在。他は推計人口。

(2) 高齢化率

本町の高齢化率は、全国、岐阜県を大きく上回る状態で推移すると予測されます。また、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には後期高齢化率が急上昇します。

図表5-2 高齢化率の推移と予測



資料：昭和60年～平成27年までは国勢調査。平成32年以降は全国は社会保障人口問題・研究所推計（平成29年、中位推計）、岐阜県は「岐阜県政策研究会人口動向研究部会による県の将来人口推計報告会資料」（平成29年4月27日）、八百津町は住民基本台帳人口を基に推計。

(3) 要介護認定者数の推計

要介護認定者数は、計画期間内の高齢者人口はわずかに減少しますが、認定率の高い90歳以上人口が増加することから、緩やかに増加すると予測し、計画の最終年度である平成32年度には822人になると見込みました。

図表5-3 要介護認定者数の推計

単位：人

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	92	95	96	97	98
要支援2	131	131	133	135	137
要介護1	150	152	156	160	162
要介護2	111	110	113	115	117
要介護3	122	129	132	135	138
要介護4	110	112	112	112	111
要介護5	65	67	68	68	69
合 計	781	796	810	822	832

4 日常生活圏域

この計画においては、高齢者が住み慣れた地域で日常生活を継続することができるようにするため、町内を日常生活の圏域に分け、その圏域ごとに地域の基盤整備を進めていくこととなっています。本町では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件などを総合的に勘案し、町全体を1つの圏域として設定し、今後のサービス基盤の整備に努めていきます。

第6章 介護保険事業の充実

1 介護保険サービスの考え方

本町の高齢者人口は減少傾向にあり、認定者の伸びも少なくなると予測されます。ただし、認定率の高い90歳以上人口はやや増加しています。認定者はしばらくは大幅な増加はなく、団塊の世代が85歳以上になる15～20年後に本町の介護需要のピークを迎えると考えられます。

介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう在宅介護サービスの充実を図ります。

特に医療ケアを必要とする要介護者や、在宅看取りを希望する場合には、医療系サービスが必要となることから、訪問看護、居宅療養管理指導などのサービスの利用を促進するとともに医療と介護の連携を図ります。

また、仕事と介護の両立のためには、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスなどが有効と考えられることから、これらサービスの利用を促進します。夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、仕事と介護の両立のために有効とされていますが、事業所の参入希望はなく需要も多くないと考えられることから、本計画期間内の整備は行わないこととします。なお、通所介護や小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護への移行については、これを促進します。

施設・居住系サービスについては、本計画期間内の整備は行わないこととし、平成37年度（第9期計画）に地域密着型入所者生活介護等の整備を目指し、介護需要のピークに備えます。

また、介護サービスの質・量の確保を図るとともに、自立支援の視点に立ったサービスが適切に提供されるよう、保険者機能の強化、給付費の適正化等を図ります。

さらに、高齢障がい者への対応等を踏まえた共生型サービスの導入にあたり、円滑なサービスが提供されるよう介護支援専門員、障害者相談支援専門員の連携を図ります。

2 サービス量の見込み

介護保険の給付実績、被保険者数および要介護認定者数の推計、今後のサービスの供給見込み等を勘案して、計画期間の各年度におけるサービス量を見込んでいます。

なお、団塊の世代が後期高齢者となり、介護の必要な高齢者が大幅に増加することが予測されることから、参考として平成37年度の介護需要、サービスの種類ごとの見込みやそのために必要な保険料水準を推計します。

サービス量の推計にあたっては、地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を使用しています。

3 サービス量の見込みの手順

介護給付等対象サービス（地域支援事業を除く）の量および給付費の見込みについては、概ね次の手順で行います。

①人口推計

- 平成25年から平成29年の10月1日の住民基本台帳人口、平成28年度の母親の年齢別出生数等を基に、平成37年度までの各年度の人口を推計します。

②要介護（要支援）認定者数の推計

- 平成29年の8月末時点における性・年齢別・要介護度別の認定率を基に、若干の認定率の上昇を勘案し、これに性・年齢別推計人口を乗じて認定者数を推計します。

③施設・居住系サービス利用者数の推計

- 介護保険3施設サービスならびに認知症高齢者グループホーム等居住系サービスの利用者数について、現在の利用状況、施設の整備予定等を勘案して見込みます。参考として平成37年度のサービス利用者数も見込みます。

④標準的サービス利用者数の推計

- 推計した要介護認定者数から施設・居住系サービス利用者数を減じ、これにサービス受給率を乗じて居宅サービス等の利用者数を推計します。

⑤各サービス量の推計

- 給付実績、今後の施設整備予定等を参考に、サービスの種類別に、年度ごとのサービス量を見込みます。
- 参考として平成37年度のサービス量も見込みます。

⑥給付費の推計

- サービスごとに、各年度(平成30～32年度)の給付費を見込み、総給付費を推計します。
- 参考として平成37年度の、総給付費も推計します。

4 居宅サービスの見込み

(1) 訪問介護

介護給付については、計画期間内は緩やかな伸びを予測し、平成32年度の利用者は介護給付が1か月当たり55人、利用回数は1,272回を見込みました。予防給付は総合事業に移行しました。サービス供給は、概ね現状の体制で提供が可能です。

図表6-1 訪問介護の見込み量（1か月当たり）

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数（人）	予防	7				
	介護	46	49	51	55	51
利用回数（回）	介護	1,033	1,121	1,166	1,272	1,135

(2) 訪問入浴介護

訪問入浴介護は、平成32年度は1か月当たり介護給付が8人、42回の利用を見込みました。サービス供給は、概ね現状の体制で提供が可能です。

図表6-2 訪問入浴介護の見込み量（1か月当たり）

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数（人）	予防	0	0	0	0	0
	介護	5	5	7	8	11
利用回数（回）	予防	0	0	0	0	0
	介護	22	23	36	42	58

(3) 訪問看護

訪問看護は、医療による訪問看護も提供されており、ほぼ現状の利用量で推移すると予測し、平成32年度の予防給付は1か月当たり2人、20回、介護給付は20人、128回の利用を見込みました。サービス供給は、概ね現状の体制で提供が可能です。

図表6-3 訪問看護の見込み量（1か月当たり）

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数（人）	予防	2	2	2	2	3
	介護	10	9	9	9	11
利用回数（回）	予防	23	20	20	20	30
	介護	155	128	128	128	151

(4) 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションの利用は、平成32年度は1か月当たり介護給付が1人、4回を見込みました。町内にはサービスを提供する事業所がほとんどなく、医療機関等に参入を働きかけます。

図表6-4 訪問リハビリテーションの見込み量（1か月当たり）

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数（人）	予防	0	0	0	0	0
	介護	0	1	1	1	2
利用回数（回）	予防	0	0	0	0	0
	介護	0	4	4	4	8

(5) 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、平成32年度の予防給付は1か月当たり4人、介護給付は31人の利用を見込みました。サービス供給は、概ね現状の体制で提供が可能です。

図表6-5 居宅療養管理指導の見込み量（1か月当たり）

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数（人）	予防	3	3	4	4	5
	介護	23	28	29	31	33

(6) 通所介護

通所介護は今後も緩やかに増加を続けると予測し、平成32年度の介護給付は1か月当たり188人、2,146回になると見込みました。なお、予防給付は総合事業に移行しました。

図表6-6 通所介護の見込み量（1か月当たり）

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数（人）	予防	2				
	介護	174	181	186	188	200
利用回数（回）	介護	1,981	2,047	2,111	2,146	2,283

(7) 通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、緩やかに増加を続けると予測し、平成32年度の予防給付は1か月当たり36人、介護給付は77人、591回の利用を見込みました。サービス供給は、概ね現状の体制で提供が可能です。

図表6-7 通所リハビリテーションの見込み量（1か月当たり）

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数（人）	予防	31	34	35	36	41
	介護	68	70	75	77	90
利用回数（回）	介護	492	514	569	591	700

(8) 短期入所生活介護

短期入所生活介護については、計画期間内の整備予定はなく、大幅な伸びはないと予測し、平成32年度の予防給付は1か月当たり4人、26日、介護給付は71人、832回の利用を見込みました。なお、小規模多機能型居宅介護の中においても短期入所サービスが提供されます。

図表6-8 短期入所生活介護の見込み量（1か月当たり）

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数（人）	予防	4	4	4	4	4
	介護	63	66	69	71	74
利用日数（日）	予防	24	25	26	26	26
	介護	647	761	809	832	874

(9) 短期入所療養介護（介護老人保健施設、介護療養型医療施設）

短期入所療養介護については、ここ数年ほとんど利用実績がないことから、サービス量は見込まないこととしますが、サービスの利用を妨げるものではありません。

(10) 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護については大幅な増減はないと予測し、計画期間内の利用は予防給付が5人、介護給付が6人と見込みました。

図表6-9 特定施設入居者生活介護の見込み量（1か月当たり）

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数（人）	予防	4	5	5	5	5
	介護	5	6	6	6	7

(11) 福祉用具貸与

福祉用具貸与は、予防給付は各年度1人の増加、介護給付は6～7人の増加を見込みました。必要に応じたサービスが提供されると考えます。

図表 6-10 福祉用具貸与の見込み量（1か月当たり）

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数（人）	予防	55	56	57	58	60
	介護	124	127	134	140	161

(12) 特定福祉用具購入費

福祉用具購入費の利用は大幅な増減はないと予測し、計画期間内の利用は予防給付が2人、介護給付が6人と見込みました。必要に応じたサービスが提供され则认为ます。

図表 6-11 特定福祉用具購入費の見込み量（1か月当たり）

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数（人）	予防	1	2	2	2	2
	介護	4	6	6	6	6

(13) 住宅改修費の支給

住宅改修の利用は大幅な増減はないと予測し、計画期間内の利用は予防給付が2人、介護給付が3人と見込みました。必要に応じたサービスが提供され则认为ます。

図表 6-12 住宅改修費の見込み量（1か月当たり）

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数（人）	予防	1	2	2	2	3
	介護	1	3	3	3	4

5 地域密着型サービス

(1) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、平成26年度に町内に「小規模多機能型居宅介護 夢眠」が整備され利用が始まりました。利用は徐々に増加し、平成32年度の利用は、予防給付が2人、介護給付が14人になると見込みました。

図表 6-13 小規模多機能型居宅介護の見込み量（1か月当たり）

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数（人）	予防	0	1	2	2	2
	介護	10	9	12	14	14

(2) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護については、計画期間内の整備予定はなく、毎年度1人の増加を見込みました。

図表6-14 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の見込み量

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数（人）	予防	0	1	1	1	1
	介護	18	17	18	19	20

(3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、平成26年度に町内に「地域密着型特別養護老人ホーム 夢眠」が整備され利用が始まりました。現状は町外の人利用もあることから、今後も町内の人利用が多くなると考えて増加を見込みました。

図表6-15 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の見込み量

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数（人）	介護	31	24	26	27	38

(4) 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、今後も利用は緩やかに増加し、平成32年度は57人、791回になると見込みました。

図表6-16 地域密着型通所介護の見込み量（1か月当たり）

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数（人）	介護	46	54	57	57	58
利用回数（回）		696	735	785	791	809

(5) その他の地域密着型サービス

地域密着型サービスは、上記のほかに、認知症対応型通所介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護が制度化されていますが、利用は見込んでいません。

6 居宅介護支援・介護予防支援

介護給付（居宅介護支援）については、要介護認定者の増加に伴う利用増を見込みました。

図表6-17 居宅介護支援・介護予防支援の見込み量（1か月当たり）

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数（人）	予防	86	92	93	96	99
	介護	277	284	281	285	286

7 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設の利用は、ほぼ現状どおりと予測し、平成32年度には79人を見込みました。

図表6-18 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の見込み量

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数（人）	78	78	78	79	81

(2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設の利用は、変動が大きくなっていますが、計画期間内は毎年1人の増加を見込みました。

図表6-19 介護老人保健施設（老人保健施設）の見込み量

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数（人）	59	59	60	61	61

(3) 介護医療院（平成37年度は介護療養型医療施設を含む）

計画期間内の利用はなく、平成37年度の1人の利用を見込みました。

図表6-20 介護医療院の見込み量

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数（人）		0	0	0	1

(4) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、計画期間内は1～2人の利用を見込みました。

図表6-21 介護療養型医療施設の見込み量

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数（人）	2	1	2	2	

(5) 施設合計

図表6-22 施設合計の見込み量

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数(人)	138	138	140	142	143

8 サービスの質の確保と適正な利用

(1) サービスの質の確保

保険者機能の強化の一つとして、平成30年度から、居宅介護支援事業所の指定権限が県から町に移譲されます。指導監督業務の質の向上を図り、自立支援の視点に立ったサービスが提供されるよう、効率的、効果的な指定および指導の実施に取り組みます。

(2) 介護給付適正化事業の推進

介護給付適正化事業については、国民健康保険団体連合会との連携の下、次の事業に取り組みます。

① 要介護認定の適正化

要介護認定調査については、調査員の研修や事例検討を行い、調査の適正化を図ります。認定審査会については、公平・公正な審査体制の維持・向上に努めます。

② ケアプランの点検

介護支援専門員の作成するケアプランが利用者の自立支援の視点に立った適切な内容であるか等に着目し、ケアプランの点検を実施します。

③ 住宅改修等の点検

申請者宅の工事見積書の点検や実態調査により施工状況の点検を実施します。福祉用具については、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。

④ 医療情報との突合、縦覧点検

国民健康保険団体連合会から提供される医療情報と介護給付情報との内容確認を行い、請求やサービスの整合性の点検を行います。

9 介護保険事業費の見込み

保険料算定の基礎となる介護保険事業費は、大きく標準給付費と地域支援事業費に分けられます。標準給付費は、要介護認定者に対する介護給付費と要支援認定者に対する予防給付費を合わせた総給付費、特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費、算定対象審査支払手数料を合算したものです。第7期の標準給付費は約37億円になると見込みました。(図表6-23)

なお、①総給付費のサービス別の内訳は図表6-25のとおりです(一定以上所得者負担の調整前)。

地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業および任意事業に係る費用です。第7期の地域支援事業費は1億8千万円を見込みました。(図表6-24)

図表6-23 標準給付費の見込み

単位：千円

区 分	第7期				【参考】
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合 計	平成37年度
①総給付費(調整後)	1,115,800	1,182,930	1,225,273	3,524,003	1,302,873
総給付費(調整前)	1,116,185	1,169,511	1,197,172	3,482,868	1,272,993
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	385	615	631	1,631	672
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	14,034	28,732	42,766	30,552
②特定入所者介護サービス費等給付額	52,000	54,000	55,000	161,000	58,000
③高額介護サービス費等給付額	16,000	16,700	17,000	49,700	18,000
④高額医療合算介護サービス費等給付額	3,500	3,700	3,800	11,000	4,000
⑤算定対象審査支払手数料	1,190	1,224	1,292	3,706	1,544
標準給付費見込額	1,188,490	1,258,554	1,302,365	3,749,409	1,384,416

(注) 四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

図表6-24 地域支援事業費の見込み

単位：千円

区 分	第7期				【参考】
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合 計	平成37年度
①介護予防・日常生活支援総合事業費	31,000	31,000	31,000	93,000	37,000
②包括的支援事業・任意事業費	32,000	32,000	32,000	96,000	33,000
地域支援事業費	63,000	63,000	63,000	189,000	70,000

図表6-25 総給付費の見込み

単位：千円

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総給付費（合計）（Ⅰ＋Ⅱ）	1,083,494	1,116,185	1,169,511	1,197,172	1,272,993
Ⅰ 介護給付費	1,052,719	1,078,002	1,129,640	1,156,783	1,228,271
(1) 居宅サービス					
○訪問介護	34,373	38,830	40,308	44,042	39,363
○訪問入浴介護	3,052	3,273	5,119	5,970	8,242
○訪問看護	6,374	7,653	7,656	7,656	8,961
○訪問リハビリテーション	0	140	140	140	280
○居宅療養管理指導	3,669	3,775	3,909	4,186	4,428
○通所介護	181,347	187,364	192,670	193,658	203,906
○通所リハビリテーション	54,192	52,153	58,209	60,282	71,746
○短期入所生活介護	63,189	75,011	80,010	81,878	86,569
○特定施設入居者生活介護	10,506	12,747	12,753	12,753	15,286
○福祉用具貸与	17,575	18,995	20,120	20,972	24,448
○特定福祉用具購入費	1,109	1,860	1,860	1,860	1,860
○住宅改修	1,840	2,593	2,593	2,593	3,673
(2) 地域密着型サービス					
○小規模多機能型居宅介護	16,708	17,520	23,407	26,605	26,605
○認知症対応型共同生活介護	53,155	50,761	53,691	56,954	59,862
○地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	91,512	72,561	78,988	82,029	115,448
○地域密着型通所介護	71,090	72,151	77,424	77,579	78,398
(3) 居宅介護支援	42,410	43,074	43,236	43,655	43,721
(4) 介護保険施設サービス					
○介護老人福祉施設	207,869	226,825	229,436	232,561	238,835
○介護老人保健施設	186,571	186,302	189,280	192,579	192,248
○介護医療院（平成37年は介護療養型医療施設を含む）		0	0	0	4,392
○介護療養型医療施設	6,178	4,414	8,831	8,831	
Ⅱ 予防給付費	30,776	38,183	39,871	40,389	44,722
(1) 介護予防サービス					
○介護予防訪問介護	1,731				
○介護予防訪問看護	733	965	965	965	1,448
○介護予防居宅療養管理指導	161	232	309	309	386
○介護予防通所介護	567				
○介護予防通所リハビリテーション	12,229	15,629	16,165	16,433	18,817
○介護予防短期入所生活介護	1,813	1,940	1,971	2,002	2,033
○介護予防特定施設入居者生活介護	3,756	5,065	5,067	5,067	5,067
○介護予防福祉用具貸与	3,123	3,198	3,254	3,311	3,426
○特定介護予防福祉用具購入費	212	483	483	483	483
○介護予防住宅改修	1,724	2,160	2,160	2,160	3,240
(3) 地域密着型介護予防サービス					
○介護予防小規模多機能型居宅介護	111	929	1,858	1,858	1,858
○介護予防認知症対応型共同生活介護	0	2,617	2,618	2,618	2,618
(2) 介護予防支援	4,617	4,965	5,021	5,183	5,346



第7章 介護予防・日常生活支援総合事業等の充実

1 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、多様な主体による多様なサービスの提供を可能としています。本町においては、現行の訪問介護、通所介護に相当するサービスだけが提供されている現状にあり、住民主体によるB類型のサービスをはじめとした多様なサービスの構築が必要です。このため、生活支援コーディネーターを中心として、地域の通いの場づくりの推進や、生活支援ボランティアを養成していきます。

また、総合事業の対象としては、要支援者等に限定されますが、事業として障がい者等を含めた一体的な実施を行うことなど、柔軟な運営方法についても取り入れていきます。

図表7-1 介護予防・生活支援サービス事業の類型

区分	サービス内容	想定される事業者等	
訪問型サービス	訪問介護 (現行の訪問介護に相当)	・現行の訪問介護に相当(訪問介護員による身体介護、生活援助)	指定事業者
	訪問型サービスA (緩和した基準による)	・掃除、買い物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し等	事業者 シルバー人材センター
	訪問型サービスB (住民主体による支援)	・調理指導、献立指導、体重測定	食生活改善推進協議会 有償・無償のボランティア
	訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	・従来の二次予防事業の訪問型介護予防事業 ・栄養改善 ・口腔機能向上 ・居宅での相談指導等	事業者 管理栄養士 歯科衛生士 町の保健師等
	訪問型サービスD (移動支援)	・サロン等の通所型サービス利用の際の移動支援や移送前後の生活支援	事業者
通所型サービス	通所介護 (現行の通所介護に相当)	・現行の通所介護に相当(生活機能向上のための機能訓練)	指定事業者
	通所型サービスA (緩和した基準による)	・送迎を伴わない運動、栄養、口腔、認知等に関する介護予防教室 ・ミニデイサービス	事業者
	通所型サービスB (住民主体による支援)	・いきいきサロン ・体操・運動等の自主的な通いの場	有償・無償のボランティア
	通所型サービスC (短期集中予防サービス)	・従来の二次予防事業の通所型介護予防事業 ・機能訓練、環境調整等	事業者 町の保健師等
その他の生活支援サービス	栄養改善を目的とした配食		
	住民ボランティア等が行う見守り		
	訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援	訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	
介護予防ケアマネジメント	利用者本人が自立を送ることができるようケアプランを作成	地域包括支援センター	

介護予防ケアマネジメントについては、要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供され、その人らしく自立した生活を継続できるよう、町地域包括支援センターにおいて行います。

2 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援のための取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的としています。

図表 7-2 一般介護予防事業の種類

介護予防把握事業
介護予防普及啓発事業
一般介護予防事業評価事業
地域介護予防活動支援事業
地域リハビリテーション活動支援事業

(1) 介護予防把握事業

本人、家族等からの相談、民生委員等地域住民からの情報提供、要介護認定の担当部局との連携などにより収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を把握し、住民主体の介護予防活動へつなげます

(2) 介護予防普及啓発事業

栄養改善や口腔機能の向上等の住民主体の介護予防活動の取組が行えるよう、出前講座などを通じて普及啓発に取り組みます。

① お元気サロン

認知症や閉じこもりのおそれのある人を対象として、「お元気サロン」を開催します。貼り絵や料理等による日常生活動作の機能訓練、脳活性化運動により、認知症や閉じこもり等の予防・支援を行います。だれもが気軽に来られる通いの場として今後も実施し、新規利用者の参加促進に努めます。

図表7-3 お元気サロンの見込み

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用実人数(人)	12	15	15	15
延べ利用者数(人)	54	300	300	300

(注) 平成29年度は見込み

② 体力脳力向上教室

体力や認知機能の向上を目的に、チェアエクササイズ等の有酸素運動、チューブ体操等の筋力維持向上運動、健康講話、塗り絵、なぞり書き、茶話会などを地域の公民館単位で行います。

活動の結果、集いの場が心地よく楽しいものとなり住民主体の地域での活動の場につながるよう支援していきます。

図表7-4 体力脳力向上教室の見込み

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用実人数(人)	126	120	120	120
延べ利用者数(人)	540	550	550	550

(注) 平成29年度は見込み

③ らく楽トレーニング教室・講座

いつまでも元気に住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう、町施設のトレーニング機器を活用し、高齢者になっても気軽にできるトレーニングの支援を行います。

らく楽トレーニングは、パワーリハビリテーションの考えに基づくトレーニング方法で、高齢者向けのトレーニングマシンを使い、軽負荷で安全に日頃使っていない全身各部の筋肉を動かすことで日常生活に必要な動作と行動意欲の改善を図ります。また、認知症の進行予防や腰痛膝痛軽減など各種病気・障がいに対する成果も期待できます。

より利用しやすい日程や環境づくりについて検討し、利用を促進します。

図表7-5 らく楽トレーニング教室・講座の見込み

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
らく楽トレーニング教室	利用実人数(人)	20	20	20	20
	延べ利用者数(人)	261	280	280	280
らく楽自主トレーニング講座	利用実人数(人)	43	40	40	40
	延べ利用者数(人)	43	40	40	40
らく楽自主トレーニング	利用実人数(人)	110	150	190	230
	延べ利用者数(人)	3,000	3,500	4,000	4,500

(注) 平成29年度は見込み

④ こころの相談

精神科病院の精神保健福祉士による、認知症、うつ等に関する相談会を実施します。本人の悩み心配事の相談のほか、その家族の認知症の介護、受診、介護サービスの利用などについても相談に応じていきます。

図表7-6 こころの相談の見込み

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用実人数(人)	10	11	11	11
延べ利用者数(人)	10	11	12	13

(注) 平成29年度は見込み

⑤ 介護予防講演会

介護予防、介護の心構え、認知症やうつなど高齢期に増える疾患についての予防や早期発見など、基本的な知識を普及・啓発するため、有識者等による講演会を開催します。

図表7-7 介護予防講演会の見込み

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数(回)	1	1	1	1
参加者数(人)	100	100	100	100

(注) 平成29年度は見込み

⑥ 介護予防に関する「おでかけ健康講座」

老人クラブ等の高齢者の集まる場所へ出向き、介護予防のための基本的な知識の普及・啓発を図る「おでかけ健康講座」を行っていきます。

図表7-8 介護予防に関する「おでかけ健康講座」の見込み

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数(回)	8	12	12	12
参加者数(人)	170	200	200	200

(注) 平成29年度は見込み

(3) 一般介護予防事業評価事業

個別の体力筋力測定結果や目標の達成状況を確認し、一般介護予防事業の事業評価を行います。

(4) 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援など、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

① らく楽自主トレーニングボランティア講座

らく楽自主トレーニングの見守りや機器の取り扱いなどを初心者に教えるなど、トレーニングのボランティアを養成します。

図表7-9 らく楽自主トレーニングボランティア講座の見込み

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数(回)	1	1	1	1
参加者数(人)	10	10	10	10

(注) 平成29年度は見込み

② 介護予防活動団体への助成

平成30年度から、地域住民が主体的に介護予防を目的として「通いの場(サロン)」を開催している団体に対して活動費の助成を行います。

図表7-10 介護予防活動団体への助成の見込み

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
通いの場・サロン(団体)	3	3	4

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へ、「心身機能」だけでなく、「活動」「参加」の要素にバランス良く働きかけることのできる経験豊富な理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリテーション専門職による助言等を行います。

3 高齢者福祉（その他の生活支援）

(1) ひとり暮らし・高齢者夫婦世帯等への生活支援の推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等が、いつまでも住みなれた自宅で安心して生活できるよう支援を行います。

① 独居老人等緊急通報装置貸与事業（町事業）

ひとり暮らし高齢者の緊急時に対応できるよう、緊急通報装置の設置を促進するとともに、地域住民の協力を働きかけていきます。

図表7-11 独居老人等緊急通報装置貸与事業の見込み

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
設置台数（台）	170	185	195	205

（注）平成29年度は見込み

② ねたきり老人等日常生活用具給付事業（町社会福祉協議会事業）

ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者の世帯等に対し、日常生活を容易に暮らせるように、火災警報機、自動消火器、電磁調理器を給付します。新たに対象となる世帯への周知を図り利用促進を図っていきます。

図表7-12 ねたきり老人等日常生活用具給付事業の見込み

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用件数（件）	360	372	382	392
火災警報機	357	370	380	390
自動消火器	0	1	1	1
電磁調理器	3	1	1	1

（注）平成29年度は見込み

③ ふれあい型配食サービス事業（町社会福祉協議会事業）

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の安否確認や交流を図ることをねらいとして、ボランティア等による配食サービスを行います。

配食ボランティアの高齢化が進んでおり、ボランティアの養成・確保に努めます。また、民生委員などによる訪問活動などとの調整を図り、安否確認の体制を充実していきます。

図表7-13 ふれあい型配食サービス事業の見込み

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用実人数 (人)	70	73	77	80
延べ配食数 (食)	1,470	1,542	1,638	1,710

(注) 平成29年度は見込み

④ 在宅配食サービス (NPO法人)

毎日の食事支援を目的に、在宅配食サービスを行います。高齢者等の自立した生活の支援、併せて安否確認や会話を通じた高齢者等の孤独感の解消や見守りなども担っています。

図表7-14 在宅配食サービスの見込み

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用実人数 (人)	10	10	10	10
延べ配食数 (食)	1,860	1,860	1,860	1,860

(注) 平成29年度は見込み

(2) 在宅要介護者への支援の推進

在宅要介護者に対し、住みなれた自宅での生活の継続に向けた介護保険制度ではまかないきれない部分の生活支援を行います。

① 福祉用具貸与事業 (町社会福祉協議会事業)

高齢や疾病などで寝起き、移動が不自由な人に、自宅で使用する福祉用具として特殊寝台、エアマット、車いす、松葉杖を貸与します。

図表7-15 福祉用具貸与事業の見込み

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用人数 (人)	33	36	39	42
特殊寝台	3	3	3	3
エアマット	0	0	0	0
車いす	30	33	36	39
松葉杖	0	0	1	1

(注) 平成29年度は見込み

② 移送サービス「福祉有償運送」(NPO法人)

重度要介護高齢者の通院などの外出を支援する「福祉有償運送」が継続できるよう、必

要な支援を行います。

重度の要介護高齢者のみならず、移動手段に乏しい高齢者の移動支援の方策について協議してまいります。

図表7-16 移送サービス「福祉有償運送」の見込み

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用登録者数(人)	90	90	90	90
延べ利用回数(回)	1,360	1,360	1,360	1,360

(注) 平成29年度は見込み

③ 車いす搭載軽自動車「きぼう号」の貸し出し(町社会福祉協議会事業)

ねたきり等で車いすが必要な方に対し、車いすのまま乗り込みができる軽自動車の貸し出しを継続して行っていきます。

図表7-17 車いす搭載軽自動車「きぼう号」の貸し出しの見込み

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用登録者数(人)	30	31	33	35
延べ利用回数(回)	60	62	64	66

(注) 平成29年度は見込み

(3) その他の支援

○ 生活管理指導短期宿泊事業(町事業)

介護保険の要介護認定で「自立」と認定された高齢者等で基本的な生活習慣が欠如している人や体調を崩している人を、養護老人ホーム蘇水園で一時的に養護する事業を、今後も継続して行います。

図表7-18 生活管理指導短期宿泊事業の見込み

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用実人数(人)	0	1	1	1
延べ利用者数(人)	0	1	1	1

(注) 平成29年度は見込み

第8章 地域包括ケアシステムの充実

本章で示すのは、地域支援事業の包括的支援事業と任意事業です。地域包括ケアの中核機関である地域包括支援センターを中心とした業務であり、地域のケアマネジメントを総合的に行うために、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを行います。また、在宅医療・介護連携、認知症施策、生活支援サービスの体制整備を推進していきます。

1 包括的支援事業

高齢者の地域での自立を支援していくためには、予防対策から介護サービス、医療サービス、さらにはボランティアなどが行う活動までを含め、高齢者の状態・状況に応じた適切なサービスが提供されることが必要です。このため、地域全体の情報を集積し連携のできる地域包括支援センターにおいて、高齢者の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的にを行います。

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

要支援認定を受け、介護予防給付サービスを利用する人には、介護予防支援事業所として予防給付ケアマネジメントを行います。

総合事業による介護予防ケアマネジメントでは、利用者に対して、介護予防および生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行うもので、地域包括支援センターが行います。生活支援の観点から、必要に応じて地域ケア会議を活用していきます。

介護予防ケアマネジメントは、利用者の状況、基本チェックリストの結果、利用するサービスに応じて次のような3類型に分けて行います（図表8-1）。

図表 8-1 介護予防ケアマネジメントの類型

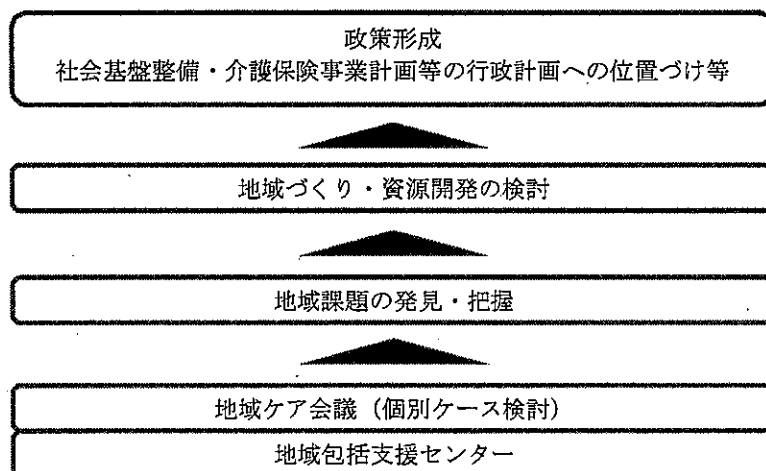
区分	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
	①原則的な介護予防ケアマネジメント	②簡略化した介護予防ケアマネジメント	③初回のみ介護予防ケアマネジメント
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合 ・訪問型サービスC、通所型サービスCを利用する場合 ・その他地域包括支援センターが必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・①または③以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合（指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合（必要に応じ、その後の状況把握を実施）
流れ	アセスメント →ケアプラン 原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付（利用者・サービス提供者へ） →サービス利用開始 →モニタリング（給付管理）	アセスメント →ケアプラン原案作成（→サービス担当者会議） →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付（利用者・サービス提供者へ） →サービス利用開始 →モニタリング（適宜）	アセスメント （→ケアマネジメント結果案作成） →利用者への説明・同意 →利用するサービス提供者等への説明・送付 →サービス利用開始

(2) 地域ケア会議の活用

地域ケア会議の活用により、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を図ります。地域ケア会議の中で個別事例の検討を通じて、高齢者個人の生活課題に対して、単に既存サービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を探り、自立支援のためのケアマネジメント支援を行います。これにより地域の課題や有効な支援策を明らかにし、医療と介護の関係者をはじめ、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や資源開発等に取り組み、個別支援の充実につなげます。

今後は、個別事例からうかがえる地域課題の収集分析を行えるよう、政策形成機能をもつ地域ケア会議となるように進めていきます。

図表 8-2 地域ケア会議を活用した課題解決のイメージ



(3) 総合相談支援

地域包括支援センターの高齢者総合相談の窓口機能を強化に努めるとともに、センターから離れている地区については、巡回相談会を実施します。

地域の見守りネットワークづくりを推進し、そのネットワークを活用して、高齢者虐待の早期発見、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯等支援の必要な高齢者の把握に努め、民生委員や地域住民と連絡を取り合っ、それぞれの状況に応じた最適な措置やサービス、制度の利用につなげていきます。

(4) 権利擁護業務

地域のネットワークを構築し、支援の必要な高齢者の把握に努め、必要に応じて適切なサービスや制度の利用につなげていきます。

権利擁護の観点から支援が必要な高齢者については、成年後見制度、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業などの利用を支援します。

2 在宅医療・介護連携の推進

超高齢化社会においては、高齢の患者が中心となり、住み慣れた地域や自宅で病気と共存しながら生活の質の維持・向上をめざすことが必要です。つまり、これまでの病院完結型医療から地域完結型医療への転換が求められます。また、自宅で家族の最後を看取りたいというニーズにも応えていく必要があります。

在宅医療・介護連携の推進により、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、必要となる在宅医療・介護連携のための体制を充実させる必要があります。医師会等の協力を得ながら、在宅医療・介護連携に関する関係者間の連携を推進します。

在宅医療と介護の連携推進については、在宅医療連携拠点事業や在宅医療連携推進事業の成果を踏まえ、介護保険法の中で恒久的な制度として位置づけられ、平成30年4月までにすべての市区町村で実施することとなったため、平成26年に加茂地域包括ケアネットワーク推進会議（かも丸ネット）が発足し下記の内容について協議実施してきました。

◆在宅医療・介護連携推進事業の内容

- 地域の医療・介護サービス資源の把握
- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
- 在宅医療・介護連携に関する相談の受付等
- 在宅医療・介護サービスの情報の共有支援
- 在宅医療・介護関係者の研修
- 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- 地域住民への普及啓発
- 二次医療圏内・関係市区町村の連携



今後も、多職種連携研修会を開催して、多職種の顔の見える関係を深め、情報を共有し、医療と介護の連携推進を図ります。また、これからの在宅医療について住民や医療・介護・福祉関係者が考える機会にすることを目的にフォーラムを開催します。

さらに、かも丸ネットの活動により作成した、医療機関とケアマネジャーとの「連携シート」や、本人家族関係者間の情報共有のための「かも丸ノート」の活用を図ります。

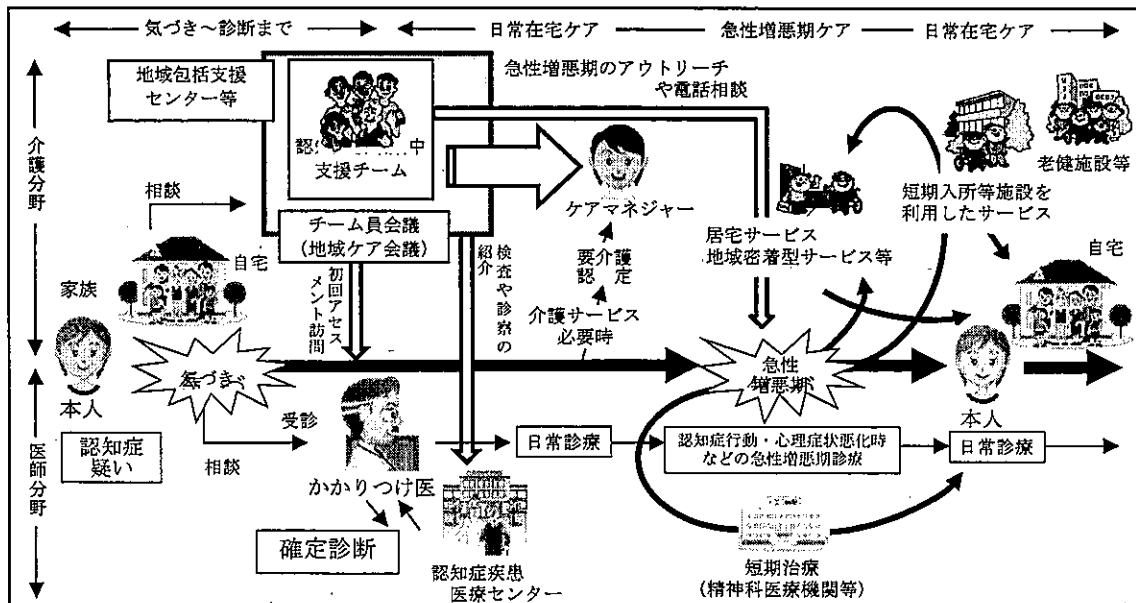
3 認知症施策の推進

認知症の人は、身近な人の理解や手助けがあれば、穏やかに生活を続けることができることもあります。また、認知症は予防や早期治療により進行を緩やかにすることができることから、医療との連携体制を強化し、早期の段階での診断と対応、本人や家族への支援、介護支援専門員との連携など、必要に応じて各種サービスの利用へとつなげる総合的な支援体制が必要です。

(1) 標準的な認知症ケアパスの作成・普及

認知症の人が、進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に決めておく「認知症ケアパス」を作成し、ホームページや広報誌、相談会等を通して住民に周知を図るとともに、相談機関、事業者等へも周知を図ります。これにより、認知症の人やその家族が、認知症の症状が発生した場合に、医療や介護サービスへのアクセス方法やどのような支援を受けられるのかを早めに理解できるようにします。

図表 8-3 標準的な認知症ケアパスのイメージ



(2) 認知症初期集中支援チームの設置

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築をめざします。チームは、保健師、認知症サポート医等で構成されるものです。

平成29年度中に必要な研修を修了し、平成30年度から地域包括支援センター保健師、社会福祉士、認知症サポート医等によるチーム活動の実施を目指します。

(3) 「認知症地域支援推進員」の設置

平成29年度に認知症に関する相談対応や、地域での支援ネットワークづくりを推進するための認知症地域支援推進員を配置したところであり、今後一層の認知症施策の推進を図ります。

(4) 認知症にふさわしい介護サービスの利用

認知症高齢者は、生活環境の変化に影響を受けやすいため、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができるよう支援していく必要があります。このため、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの利用を促進します。

(5) 認知症家族交流事業「オレンジサークル」「オレンジカフェ」

認知症家族交流事業では、講演会や体験会等を取り入れながら、認知症の家族を介護する介護者が、情報交換や意見交換のできる、集いの場づくりを支援します。また、認知症サポーターに協力を得ながら、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集う「オレンジカフェ」も定期的に開催します。認知症高齢者の増加が予想される中、事業の周知と内容の充実を図っていきます。

図表8-4 認知症家族交流事業「オレンジサークル」「オレンジカフェ」の見込

	区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
オレンジサークル	実施回数（回）	4	4	4	4
	延べ人数（人）	23	25	25	25
オレンジカフェ	実施回数（回）	5	10	10	10
	延べ人数（人）	101	200	200	200

(注) 平成29年度の実績は平成29年10月末現在

(6) 認知症サポーターの養成

認知症についての正しい知識の普及を図り、認知症のある人やその家族が安心して地域で暮らせるよう、また、認知症の予防を推進するため、住民グループや民生委員、事業所などの団体に出向いて、認知症サポーター養成講座を開催します。

今後さらに増加が予定される認知症の人の見守りや家族支援のため養成講座の充実を図ります。また、学校の協力を得て小学生向けの講座開催を推進します。

図表8-5 認知症サポーター養成講座の見込

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
受講者数(人)	12	100	130	150

(注) 平成29年度の実績は平成29年10月末現在

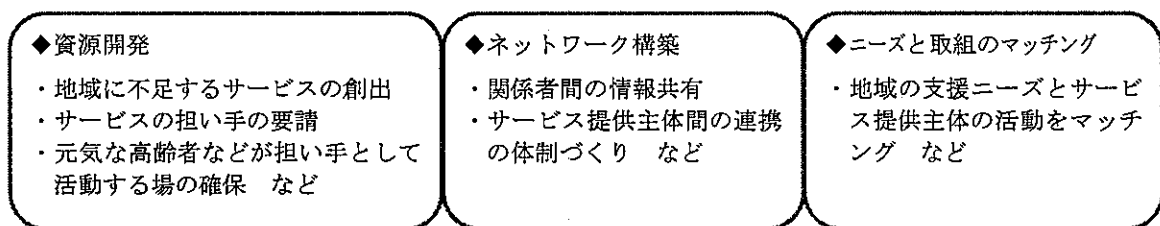
4 生活支援サービスの体制整備

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯など支援を必要とする高齢者の増加に伴い、地域のサロン・カフェの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除などの家事支援などの生活支援の必要性が増加しており、地域住民やボランティアを含めた多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供していくことが期待されます。

平成29年度からスタートした総合事業の充実に向けて、地域の受け皿を確保する観点から、ボランティアの養成や住民主体の通いの場の設置等生活支援の基盤整備を推進します。そのため、町社会福祉協議会に委託して生活支援コーディネーターを配置し、高齢者世帯等の現状把握、地域の資源開発や関係者のネットワークづくりを推進していきます。

また、生活支援の担い手の養成を目的に、「チョコっと支えあいボランティア養成講座」を開催するとともに、活動の実施に向けた具体的な組織づくりの支援を行います。

図表 8-6 生活支援コーディネーターの3つの機能



5 家族介護支援

(1) 家族介護者交流事業

要介護高齢者を介護している介護者を介護から一時的に解放し、介護者同士の交流などを通じて心身のリフレッシュを図る家族介護者交流事業については、継続して実施します。また、この事業の参加者が自主的な活動に発展していけるよう支援を行います。

図表 8-7 家族介護者交流事業の見込

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数 (回)	1	1	1	1
延べ人数 (人)	9	15	15	15

(2) ねたきり老人等介護用品支給事業

要介護1以上で紙おむつ等を利用している人を対象として介護用品を支給し、介護費用の負担軽減を図ります。

図表8-8 ねたきり老人等介護用品支給事業の見込

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
給付者数(人)	119	120	130	140

(注) 平成29年度の実績は平成29年10月現在

第9章 生きがい・社会参加の推進

自己の知識、技能を活用し、生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に対して、地域に密着した臨時的・短期的な就業の機会を提供します。

1 シルバー人材センターの充実

受注件数の増加が図られるよう、センターについて幅広くPRを行うとともに、幅広い職種
の拡大を促進していきます。

町の関連事業で、シルバー人材センターで受託可能なものについては、可能な限りシルバー
人材センターに委託します。

2 高齢者同士の交流機会の提供と参加促進

(1) 老人クラブ

老人クラブが魅力ある活動を展開できるよう必要な支援を行います。特に、地域貢献活動
を積極的に展開できるよう、情報提供をはじめとする必要な支援を行います。

(2) ふれあいいいききサロン事業

地域の単位老人クラブ、住民団体、ボランティアなどと連携し、ふれあいいいききサロン
の魅力ある活動を展開していきます。

ふれあいいいききサロンの実施か所数の増加を図り、高齢者が歩いて参加できる環境を整
えます。

(3) 地域福祉活動助成事業

平成30年度より小学校区、中学校区など広い範囲で行われる住民同士の交流、助け合い活
動が活性化、継続化するよう支援を行います。

(4) 地域訪問事業

社会福祉協議会職員が、民生児童委員と連携して、地域のひとり暮らし高齢者宅を訪問し、
地域のニーズを調査するとともに、ふれあいや見守りを行います。

3 生涯学習・生涯スポーツの推進

高齢者の生きがい・健康づくりとして、生涯学習や生涯スポーツの機会を提供します。

(1) 公民館講座

各地区の公民館等で開催している各種講座の情報提供を行い、高齢者の参加促進を図ります。

(2) チャレンジクラブ802

総合型地域スポーツクラブ「チャレンジクラブ802」では、西部地区、東部地区でそれぞれ高齢者対象の運動教室を開講しています。今後も継続して開講するとともに、高齢者の参加促進を図ります。

「チャレンジクラブ802」には、上記教室以外にも、高齢者が参加できそうな教室があることから、高齢者の健康状態に応じて、これらの運動教室への参加を促進します。

4 交通手段の確保

社会参加の促進や日常生活の支援の観点から、公共交通の運行経路や停留所等について、その時々ニーズに合わせた見直しの提言を行っていきます。また、NPO法人などによる移動支援への連携や、住民ボランティア等が主体となって行う移動支援のあり方等について検討します。

第10章 安心のまちづくりの推進

1 住環境の整備

高齢者が住みなれた地域で暮らせるよう、多様な居住の場の確保に努めます。

(1) 町営住宅のバリアフリー推進

町営住宅は、改築等の計画に沿って、順次バリアフリー化を図ります。

(2) 養護老人ホームの適正利用の推進

町内には養護老人ホーム蘇水園があります。低所得者等の受け皿としての機能を果たせるよう、適正利用を推進します。

養護老人ホーム利用者の長寿化が進み、介護を必要とする入所者が増えてきています。介護保険制度の特定施設への移行も含め、多様な観点から効率的・効果的な運営の方向性を検討します。

2 道路や公共施設等のバリアフリー化の推進

誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、道路や公共施設、不特定の人が利用する民間施設などのバリアフリーを進めます。

(1) 道路のバリアフリーの推進

国、県等との連携により、主要道路の歩・車道分離と十分な広さの歩道の確保を順次進めるとともに、歩道の段差や障害物の除去、点字誘導ブロックの設置など、誰もが通行しやすい道路整備に努めます。

路上駐車・駐輪は高齢者などにとって通行の大きな妨げとなることから、警察などとの連携により、路上駐車・駐輪防止に向けた啓発活動およびパトロールに取り組みます。

(2) 公共施設のバリアフリーの推進

公共施設については、改築等の計画に沿って順次バリアフリー化を進めるとともに、改築等の計画がない公共施設についても「通路に物を置かない」「点字シールを貼る」など実施可能なバリアフリー化を進めていきます。

公共施設のバリアフリー化を進めるにあたっては、「岐阜県福祉のまちづくり条例」およ

び「岐阜県福祉のまちづくり施設整備マニュアル」に沿って進めていきます。

(3) 民間施設のバリアフリーの促進

民間施設については、新規に建設する建築物については、バリアフリー化を図るよう、県等とも連携して建築主に対する指導を行います。

商店街等の既存建築物については、所有者に対して簡便に行えるバリアフリー情報などを提供することでバリアフリー化を促します。

3 防災・防犯対策の推進

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、防災体制の強化、防犯対策の推進に努めます。

(1) 防災体制の強化

東日本大震災や、各地で発生している豪雨による被害を目の当たりにして、災害時等への対応について関心が高まっています。

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法の改正が行われ、これに基づき避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針が示されました。

この指針に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、名簿の活用、個別計画の策定、支援にかかる共助力の向上等、名簿を活用した実効性のある避難支援をめざします。

○防災訓練や研修会を開催し災害に対する知識の向上に努めます。

○出前講座の制度や高齢者等が参加する各種講座等の時間を活用した防災知識の普及啓発に努めます。

○地域において中心的に防災を担うに「八百津町防災リーダー」を養成します。

○町内で災害が起こったときに活動をする「災害ボランティア」は、登録者の増加、登録者の組織化などを図っていきます。また、災害時に支援できる内容の幅を広げられるよう継続的な学習会を重ねていきます。

○「災害ボランティアセンター運営マニュアル」に沿って、万一の災害に備えて、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施します。

○小地域での自主防災組織の強化、防災訓練の実施、避難行動要支援者名簿の活用、災害ボランティアの役割など、各地区に応じた対応策を協議します。

(2) 防犯対策の推進

「振り込め詐欺」「悪質商法」などの高齢者をねらった犯罪が全国各地で報道されています。これらに関する情報等を収集し、その対応策も含めて高齢者等が参加する各種講座等の時間を活用して提供するなど、犯罪の未然防止に努めます。

(3) 八百津町見守りネットワーク事業の推進

八百津町は、平成25年度に「八百津町見守りネットワーク事業」を立ち上げ、町内で営業する事業所等と「見守り」に関する協定を結んでいます。配達や相談、集金等の訪問時に「郵便物や新聞がポストにたまっている」「最近、元気がない」など異変に気づいたら役場や警察など関係機関に知らせて、早期の支援につなげることを目的としています。年々協力事業所の数は増加し、平成29年10月現在登録事業所数は47となっています。今後も見守りの輪を広げひろげ、住民みんながいつまでも安心して暮らしていけることができるまちづくりを推進します。

第11章 相談・情報提供体制の充実

1 情報提供の充実

保健・福祉・医療など、高齢者にとって必要な情報を提供し、高齢者に確実に情報が伝わるよう努めます。

(1) 紙媒体やCCネットを使った情報提供の充実

情報提供の中心となる媒体は、町や町社会福祉協議会の広報、CCネットです。これらの媒体に保健・福祉・医療などの情報を、「わかりやすく」「シンプルに」「繰り返し」提供するよう努めます。

(2) 「口コミ」での情報提供の推進

民生委員や福祉協力員・福祉推進員、ホームヘルパー、ケアマネジャー、主治医・看護師など、高齢者から相談に応じる可能性が高い人たちに保健・福祉・医療などの情報提供を行い、これらの人たちから情報が伝えられる「口コミ」での情報提供を推進します。

2 相談体制の充実

八百津町には、町地域包括支援センターや町社会福祉協議会などの相談機関をはじめ、民生委員や福祉協力員・福祉推進員が配置されるなど、さまざまな相談支援体制があります。これらから相談支援体制のネットワークづくりを進め、相談支援体制を強化します。

また、判断能力が十分でない認知症高齢者などの生命や財産を守るため、虐待等への対応、成年後見制度等の周知や福祉サービスの利用支援などを行います。

(1) 相談支援体制のネットワークづくり

相談内容は年々複雑化している一方、各機関や各課の所管業務は専門分化している状況の中で、ひとりの人や一つの機関ですべての相談に応じることは不可能となってきています。そのため、高齢者などから相談を受けた人がそれに十分な対応ができない場合の仕組みとして、町地域包括支援センターにつなぐ、町地域包括支援センターで処理しきれないものについては県などの関係専門機関につなぐといった連携体制を構築し、さまざまな相談に確実に応じられる体制づくりを進めます。

高齢者の多くは、家族とともに生活をしています。「家族」に着目すると、一つの家族の

中に、例えば高齢者の介護問題と子育て支援の問題が混在しているなど、複数の問題を抱えているケースもあると考えられます。そのため、「家族支援」の視点に立った相談支援が行えるよう、高齢者関係相談機関以外の相談機関などとのネットワークづくりも進めていきます。

(2) 町地域包括支援センターでの権利擁護事業の推進

成年後見制度や任意後見制度等の権利擁護に関する制度の啓発を推進します。

成年後見制度の利用支援においては、これまで同様初期相談対応を行っていくとともに、利用の際の費用助成を行います。さらに、身寄りのない高齢者などに対していきます。

虐待については、高齢者虐待防止について町マニュアルを策定し、早期発見と町地域包括支援センターに情報が伝わる体制づくりを進め、関係機関と連携して迅速に対応していきます。

(3) 日常生活自立支援事業の利用促進

町社会福祉協議会では、岐阜県社会福祉協議会と連携して、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等の福祉サービスの利用支援と、それに付随した金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」を行っています。今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加等により、ニーズが高まっていくことが予想されることから、事業の一層の周知を図り、利用の促進に努めます。

計画の推進

1 地域包括ケアシステムの推進

(1) 多職種連携と町職員等の資質向上

地域包括ケアシステムを更に充実していくためには、介護保険の保険者である町の職員が資質向上に努め、町の地域包括支援センターを中心として、多職種、他機関との連携強化を図って行く必要があります。

このため、町の職員については、今後も研修会への派遣など人材の育成に取り組むとともに、必要な人材の確保を図ります。

また、地域包括支援センターが中心となり、サービス事業者、医療機関、社会福祉協議会、ボランティア等の連携強化を図りながらシステムの充実を図ります。

(2) 住民主体のサービスの構築

本格実施となる総合事業に向けて、住民主体による多様な介護予防や生活支援サービスを構築していくことが必要です。このため、町社会福祉協議会に配置された生活支援コーディネーターを中心に、ボランティア、サービス事業者等による情報交換、課題の共有を図り、地域の資源開発やネットワークづくりを推進していきます。

(3) 広報・啓発活動

地域包括ケアシステムを構築していくためには、住民、関係者の協力・連携が不可欠であることことから、町や社会福祉協議会の広報・ホームページをはじめ、地域での各種講座の開設、関係団体・機関との連携を通して、計画の周知と協力への働きかけを行います。

2 PDCAサイクルによる進捗状況の評価

本計画の推進に当たっては、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する「PDCAサイクル」により、進捗状況の評価し、その結果に基づき、必要な見直しを検討します。

具体的には、八百津町保健福祉推進協議会をPDCAサイクルに位置づけ、評価を行うとともに、評価結果を次年度の事業に反映させ、計画の実効性を高めていきます。また、必要に応じて具体的な施策の進め方等について協議します。

また、国の「地域包括ケア『見える化』システム」を活用して、随時、近隣市町村、岐阜県、全国との比較を行うなど、町の正確な現状把握に努めます。

PDCAサイクルのイメージ

